頓て胎内を割かせ、自ら起つて見給へども、酒一滴もなし。彌怪しみ、首手足を二つに割りて見れども、香もなかりけり。爾るに兩脇の下に、三寸可りの瓶一つづつあり、酒氣甚し。人々、偖は此瓶病にて、多くの酒を汲みけるにやといふ。則ち其瓶を碎き見よとて、取つて是を打碎かんとするに、其堅きこと鐵石の如くにして破れず。口より酒出づる故、滴らして見るに、一つより三斗づつ、以前飲みたる六斗の酒、風味も替らず、二つの瓶より出でたりける。君臣奇異の思をなし、重ねて酒を入れ見けるに、三寸可りの瓶二つへ、三斗づつ納まりにける。忠輝卿悦んで、日本無雙の寶物を得たりとて、猩々瓶と名づけ、身を放さず持ち給へり。上總介殿性酒を好み、此瓶に酒を詰め、海川池へ入り、五日十日づつ居給へども、仲の酒を飲まれし故、少しも難儀なかりしとかや。偖彼男をば慇懃に葬り、菩提を弔ひ、彼が親屬等へ金銀米を賜はりしぞ、せめてのことなれ。慶長十九甲子年冬、和泉・河内・攝津三箇國の主、右大臣豐臣秀頼、關東と隙あり、大坂籠城ありしが、終に和睦。此年改元ありて、元和と號す。然れ共翌年五月又不和となり、兩君再び御出馬あり。此時忠輝卿は、道明



寺表の總大將として、越後より上洛せらる。相從ふ諸將には、勇松平陸奥守正宗を始め、本多美濃守忠政・水野日向守勝成・堀丹後守直寄・松倉豐後守重政・松平下總守忠明・本多因幡守正武・桑山左衞門一直・同加賀守定清・神保長三郎正茂等、又旗本には、村上周防守義明・溝口伯耆守宣勝、此二人隔日に先陣を勤む。其外手勢多く率し、既に美濃路に至り着陣する處に、先手花井主水軍使を馳せて、紀州淺野但馬守長晟が勢は、既に泉州樫井に於て、敵と刃を接すと聞ゆ。速に御馬を進め給へと告げたりける。少將殿驚き、馬を早めて漸く江州守山の驛に至る處に、向より武者二騎・若黨十二三人づつ左右に立て、少將殿の勢と摺合うて通りければ、何者ぞ。下馬せよと聲々に呼ばはりけるに、彼武者答へて、我々二人の主なし。何ぞ下馬せんやといひて乘過ぐる。諸卒大に怒り、其仔細を聞かんと追掛くれば、叶はじとや思ひけん、馬より飛下り、其邊の茶屋へ逃入りければ、追手の者も打捨て通りける。斯る處へ忠輝卿來り給ふに、彼武者躍り出で、太刀を拔いて討つて掛る。供奉の兵士初めて驚き、狼藉者よ討止めんと、太刀長刀にて取圍む。是を見て又逃げ走るを、平井三郎

兵衞透さず追掛け組留むれば、安西右馬允も馳せ來り、彼者共を刺殺す。是故に何者なる事を知らず。偖も忠輝卿は、健勇人に超え、海川淵池へ常に入りて日數を送り、或は深山幽谷に入り、熊狼猪鹿の猛獸をも恐れず、乘殺し蹴倒さる。然れども唯鎧武者を見れば、手足萎えすくみ、腰拔け戰慄するぞ不思議なる。是故に道中兎角延引しければ、諸將退屈し、斯く日數を經、上洛遲滯せば、兩君を初め日本國中の諸將、悉く我々臆したりと沙汰せん。然れども總大將を捨て、先登もなり難し。如何せんと身を揉みけるが、各重ねて議しけるは、最早大坂へは諸勢押寄せ、合戰最盛と聞ゆ。倡や少將殿に先立ち上洛せん。後日の御咎あらんは是非なし。少將殿の下知を守り、戰終る迄出向はずば、左右に事寄せ、世を見合せ居たりなんどいはれんは、最口惜しけれとて、終に共に夜を日に繼ぎて馳せ上る。少將殿も是に依つて俄に驚き、漸く發向せらる。幕下の諸將は龍田越を經て、國分に着陣す。此手へは、後藤又兵衞尉基次大將として、柳川を前に當て、道明寺表に陣し、左に岩澤三郎兵衞、右に古澤四郎左衞門を備へ、片山勘兵衞・山田外記・同何右衞門等をば先手とし、三千餘人を分ち、玉手山に備へしめ、都合一萬四千餘人、魚鱗に備へ控へたり。同六日、後藤が斥候馳せ來り、東勢僅三千餘人、味方を押へ居たりと告げければ、後藤元來血氣の勇將、聞きもあへず、其晩片山を引拂ひ、小牧山に取上る。此時松倉十左衞門尉重能は、五日の晩より、道明寺表・石川河原を越えて兵を備ふ。諸勢は、國分の道筋・竹の内越・太子越等を經て、大和・河内の境山に取上り、既に軍始めけり。偖松倉が先手奥山三郎左衞門・下野道仁・岡本加助・子田四郎兵衞は、一陣に進み勇を勵まし、大勢を討捕り戰ひけるが、續く味方なくて討死す。是を見て松倉重能・藤堂高久、一手になつて戰ひしが、終に諸軍と共に敗走しけり。時に松倉豐後守一人取つて返し、勇を振うて大に戰ふ。家人共も主を討たせじと、百餘人返し合せ、敵卅餘人討留む。此時松平下總守・本多因幡守・水野日向守・桑山父子・丹羽勘助・松平陸奥守等は、圓妙駒谷の山半程を過ぐる處へ、後藤が勢是を遮り、昧爽に鯨波を揚ぐ。是を見て先手に進みし正宗の老臣片倉小十郎景綱・本多因幡守・神保長三郎等、後藤・薄田が本陣へ討つて掛る。時に神保が勢は、正宗の勢と一所に備へては、其功見えずとて、其所を

後藤基次戰死

薄田兼相戰死

引退きけるを、正宗の勢、鐵炮數百挺を打掛けたり。神保怒りて、是は味方なるぞ。卒爾するなと聲々に呼ばはりけるを、さないひそ。敵方へ紛れ入る謀ぞとて、彌打立ちける程に、大將神保を始として卅七騎、忽ち味方に討たれたり。其後東勢一手になつて後藤を圍む。後藤も同じく軍士を指麾し、勇を勵まし大に戰ふ。正宗是を見て、横合より備を立て、後藤を目掛け鐵炮を放つ。其玉基次が内胄に中りしかば、家人吉村武右衞門を招き、今は此痛手負ひ、進退爰に谷まれり。早く我首を切つて、敵に其色を見すべからず。吉村泣々主の首を取り、深田の中へ隱せしが、軍散じて後捜し出され、梟首せらる。薄田隼人正兼相・增田兵太夫宗長・井上小左衞門尉時利等は、猶拒ぎ戰ひしが、增田・井上も既に討たれぬ。薄田は聞ゆる大力无雙の勇士、猶大勢を斬立て、其後槇島玄蕃允重利・同庄太夫・山川帶刀賢信・北川次郎兵衞宣一・大久保左兵衞吉田九郎八等、都合一萬五千餘人、譽田の八幡に備へ、東勢を待ち居たる中へ馳せ加はる。爰に於て水野日向守、一番に討つて掛れば、片倉小十郎・茂庭周防守等續いて進み、大勢を討散らす。薄田隼人は大に武威を振ひ、數十人切殺して戰死す。其首水野が家人河村新八郎討取りたり。此時も正宗鐵炮八千挺を揃へ打立ちければ、一萬五千の敵兵、堪へ兼ねて逃げ走るを、譽田・藤井寺・古川邊迄、追詰め是を討つ。槇島・山川・大久保・北川等、這々遁れて、眞田左衞門幸村と一手になりぬ。斯く幕下の諸將、及び諸國の大小名、其攻口を受取り、粉骨を碎く中に、總大將旗頭たる上總介殿は、未だ大坂へ着陣なし。花井主水此時漸く馳付き、此由を見て大に驚き、上田五左衞門を馳せて、此表諸手軍始れり。急ぎ御馬を進めらるべしと申送れども、少將殿猶驚かず、漸く六日の暮方に、西の京迄着き、其夜田尻越を經て、譽田へ着陣あるに、敵已に敗走す。花井主水・皆川山城入道老甫・笹瀬久太夫・小野淺之助等、夜中とても、速に攻懸り給へと勸む。少將殿、玉虫對馬・林平之允に問はる。玉虫は、武田信玄に仕へし人、林は堀秀治が郎從、共に武略あるを以て、先年忠輝卿召出し、近臣とせられける。時に兩人申しけるは、今夜俄に戰ふとも、敵は案内者、味方は案内知らず。其得失雲泥を隔つ。而も此戰、五日十日に、勝輸窮るべからず。唯明日城際にて、晴なる御合戰あり、敵味方の目を驚かし給へ。忠輝卿、此議然るべしとて、

大坂城陥る

其夜は譽田に屯し、上下打解け、長途の勞を休めけるに、翌七日の曉、大坂已に落城しければ、少將殿は敵の旗をも見ず、空しく歸陣せられけり。上總介殿は、其身猛勇、殊に北國の旗頭、六十萬石餘の大名なれば、嘸かし今度は、日本一の勳功あらんと、諸人遍く思ひしに、案の外なる事なれば、衆皆呆れさゝやき嘲哢せり。斯くて同七月十九日、秀忠公伏見城を立ち御凱陣。同晦日、駿州田中へ着御の時、御旗本長坂茶利信久、悄然として御駕の前に蹲踞す。怪んで其故を問ひ給へば、今度越後少將殿御上洛の砌、江州守山の驛に於て、臣が弟長坂十左衞門を誅せらる。其科曾てなき由、謹んで言上すれば、我れ歸りて後糺明せんと仰せけり。信久恐悦す。家康公も、八月四日の午の刻、京都御發駕にて、江州志賀郡膳所城に着御。翌五日巳の刻船に召され、八長谷を渡り水口へ着御。今晩長坂が弟幷伊丹某が、上總介殿に誅せられたる事を初めて聞き給ふ。因つて本多正純に問ひ給ふに、知らずと答ふる故、江州御代官長野内藏允・小野總左衞門・葦浦の觀音寺を召して問ひ給へば、忠輝卿御上洛を知らず、彼等通り懸る前駈の武士怒りて、是は越後少將殿なり。其御先手を乘打



す、狼藉慮外なりとて、追掛けて討殺すと言上す。秀忠公は、八月六日江戸へ着御。同十日忠輝卿の老臣等を召され、長坂・伊丹二人を殺されし所以を問ひ給ふにより、大に驚き恐れ、何者ぞと思ひしに、偖は御旗本の士なりと聞き、陳防の言なく、彼者共大慮外仕る故に、誅せらると言上す。秀忠公怒らせ給ひ、死人に口なし。無禮すと雖仔細知れず。然るに理不盡に殺し、剩へ言上もせざること、是れ驕恣の第一なり。追つて御沙汰あらんと仰せければ、少將殿の家中大に震慴し、忠輝卿も驚き、此上は平井三郎兵衞・安西右馬允二人、彼等を殺したれば、此二人を解死人として、長坂・伊丹が方へ贈り、其罪を謝せんと内議しけるを、平井・安西聞きて怒り、忠却て不忠とす。斯る无道の主に仕へんよりはとて、共に逐電す。安西は身の置所なきまゝに、熟と思案し、所詮少將殿不行迹等を訴へ、身の難を遁れ、且誤なき旨を言上せんとて、一通の目安に、其不行迹幷に花井主水が奢侈、且大坂出陣の節、路次中遊山、上洛延引の品々具に識し、秀忠公へ捧げければ、安西・花井共に召され、御前に於て對論せしめらるゝに、花井終に雌伏し閉口しければ、重ねて罪を督されんとて、二人共

に閉門させ、番人嚴しく守らしむ。斯る處に家康公花井を召さる。因つて同月廿七日嚴しく圍み、駿府城に至る。家康公問ひ給はく、今度少將何故上洛延引し、軍忠なきや。主水答へて、先手の勢道明寺表へ至り、敵と刃を交ふる故、臣軍使を馳せて是を告げ、速に御上洛を促す處に、御先手たる伊達殿、郡山に支へられ猶豫せる故、其敎令を破り難く、遲滯する內に落城す。是故に手を空しくせらると。又山田將監を召して問ひ給ふに、花井が詞に違はず。爾れども追つて又御穿鑿あらんとて、例の如く押籠め置き、其以後御詮議を遂げられけるに、花井が惡行悉く露顯すれば、翌二年六月廿二日、主水をば、常州笠間城主松平丹波守康長へ預けられしが、終に斬罪に行はる。又安西右馬允は、命を惜み主を捨て、身の置所なきまゝに、主の惡を顯す。君君たらずとも、臣臣たるべきの道に背けりとて、斬罪に行はる。去程に忠輝卿の惡行も、悉く露顯しければ、元和元年九月十日、家康公、松平忠左衞門尉勝隆を上使として、上總介殿へ遣され、今度大坂出陣の節、江州守山に於て、將軍の近習長坂茶利が弟幷伊丹氏、其方へ無禮せしとて成敗せし事、言語道斷の所存、我在世の內にて



さへ、將軍に對し、无禮斯の如し。況や我歿後をや。是一つ。京都に於て參內供奉異議に及び、虛病を構へ、其日嵯峨へ川狩に出づる。是二つ。暇の儀、何とも未だ沙汰なき處に、北國の脇道を罷下る。此儀は豫て制禁のこと、一門幷に諸大名へも、嚴しく命せし處に、其方一人違背せり。是三つ。六十萬石餘を領し、臺所不如意の由、是不覺悟なり。是四つなり。第一、將軍の扈從を討捨にし、仔細を言上せず。驕過最大なり。速に解死人を出すべしと仰せければ、上總介殿駭然として、守山にて伊丹長坂を討ちたる者は、凡そ三百餘人の步行侍共なれば、何れをか解死人に出すべき、且御不審の條々は、斯樣々々と、虛言を交へ陳防せられければ、家康公猶々怒らせ給ひ、是よりして、兩將軍に面謁なく、越後國に引籠り蟄居せらる。家臣等恐怖して、今度御不審の第一は、解死人の事なれども、少將殿御心底、三百餘人の步行士を勞はり給ふ故なれば、此上は御步士頭衆望み出づるか、又は三百餘の步行士圍取にして、二三人出づるより外あらじと耳語きけるを、其時の步行頭山田將監・富長大學是を聞付け、共に解死人に出でんとしける。此事又步行衆聞きて、是れ我々が所爲、

何ぞ妄に罪なき其頭を殺さんやとて、三百餘人の内三人、自ら此儀を請ひ望んで出づ。（佐藤清九郎・駒木根外助・工藤丹右衛門）山田・富永大に感じ、忠輝卿へ是を言すに、誠の義士なりと歎じ、諸士亦大に歎美せり。斯くて此三人を召連れ、江戸へ遣すべき者、誰か然るべき。老臣等、小澤水右衛門・松岡清右衛門然るべしと申す。此小澤は、先年家康公より附置かれ、累に戰功ありし者、松岡は、伊達家譜代の士、武名世に聞えし人なるが、正宗の勘氣を蒙り、忠輝卿を頼みければ、懇懃に扶助せらる。依つて二人を召して、歩行士三人を警固して、江戸へ赴くべしとありければ、水右衛門が曰、謹んで命を蒙る。然れども三人共に縄を掛け給はゞ、召連れて參るべし。さなくば臣此儀能はじ。清右衛門曰、臣は彼三人の義士には、道中も大小さゝせ、尤饗應して召連れん。小澤曰、御邊の慮甚だ非なり。其故は公の罪人を、放し囚人にし召連れば、御仕置緩怠の様にて、彌御爲いかゞなり。其上永々の道中、若し彼等如何なる心慮か出でん。然る時は我々が不念、君の御油斷、是より大なるはなけん。松岡曰、御邊の儀、實に理に當るに似たれども、夫は罪ある囚人の事なり。彼三人は、忠節无雙の義士なり。忠士を縛するは非法なり。彼等又何ぞ苟も心を翻さんや。御邊はともあれ、某は縦ひ君より命ありとも、縛を釋きて召連れんと爭論す。時に君臣、皆清右衛門が議に同ず。此長き爭論を三人聞きて、其内一人は、洞庵といふ寺へ馳せ入り、今度我々、彼相手にはあらねども、君の御爲、一命を上げて罪を受く。然るに縛せられ、駿府や江戸を引渡されんこと、生前の恥辱なり。唯今に至りては、快く御檢使を蒙り、此寺にて切腹せんと、言切つて出でざりけり。是故に殘る二人を、松岡清右衛門伴ひて駿府へ赴く。（本書爰に至りて十九卷の終とし、上總介殿配流より、分つて廿の卷をす。今併記す。）既に駿府に到り、本多正純を以て、少將殿より解死人獻上あり、召連れて參看すと、具に陳防す。本多則ち披露しければ、家康公御氣色損じ、延引したる解死人、且法に背く出し樣、其上陳防の次第不屆なりと、彌御勘氣深かりける。時に駿府の御老中より、内證の樣に少將殿へ申送りしは、今度下死人の儀に付、大御所君彌御怒強し。如かず關東迄御越あり、上州藤岡邊に先づ御引籠ありて、時々御訴訟あらば然るべきか。唯今高田御在城は、異心と沙汰する人もあり。第一遠國に御座しては、御詫言の術にも便ならじ。上總介殿、此儀

然るべしとて、急に高田を發駕あり、潛に藤岡に至り、此所より種々御詫言あり。斯る處に元和二丙辰年三月五日、家康公御不例故、將軍秀忠公幷に御一族、諸國の大小名諸侯迄、東西南北に馳違ふ。時に家康公は、忠輝卿の母公於茶阿の御方を、御寢所へ召して宣ひけるは、上總介は、天性心骸勇猛人に勝る故、一方の大將にもなるべしと思ひしに、去年大坂陣に、案の外なる遲參、敵の旗をも見ざる事、世上の議論第一。又將軍は、異心ありと疑はれん。予親の身にても、其心底計り難し。剩へ將軍寵愛の近臣を恣に殺し、其仔細も言上せず。將軍大に憤らる。斯樣の申分せよと樣々諭せども、却て虛言の返答し、殊に非法の下死人を獻ずる故、將軍彌怒甚しとて御落涙あり。於茶阿の方も理に伏し、兎角の御返答も、又御詫言あらん詞もなく、涙に咽んで退出ありしが、御憤の趣を細々と書綴り、少將殿へ告げ贈られければ、忠輝卿大に驚き、駿府の老中へ使者を遣し、大御所君御不例の由、御勘氣を蒙る身なれば、拜謁する事能はず。せめては三島か蒲原の邊迄罷越し、御樣體承りたし。此事各御執成頼み入るとありければ、潛に此趣を窺ふに、城中へは入るべからず。近國迄參るべしと



返答せよと仰せける故、蒲原邊迄御來駕、宜しかるべしと返答す。忠輝卿悦び、急ぎ蒲原に到り、其後又御訴訟あり。潛に駿府に來り、臨濟寺を宿坊とし、切々御機嫌を伺ひ、拜顏を願はれけれども、嘗て許し給はず。斯くて四月上旬、御不例殊に重く、扁華の術已に盡き、佛神の應爰に驗なく、終に同月十七日、御壽七十五歲にして薨御。四海驚き悲み、闇夜燈消え、日月地に墜ちたるの思をなす。忠輝卿のみ、御末期の拜顏なく、閑居寂寞の內に薨御の由を聞き。愁歎譬を取るに物なし。剩へ如何なる事にや、秀忠公、九鬼長門守守隆に命じて、忠輝卿を嚴しく警固せしめ給へば、中外震慴す。同月廿五日、秀忠公、駿府城より久野へ御參詣、是大御所君を葬し奉るに依つてなり。此時忠輝卿正純に便り、將軍の御氣色を窺はれけるに、本多が曰、臣等が計ひに及び難し。唯增上寺國師を頼み、御訴訟然るべし。忠輝卿是に從ひ內談あり。此日將軍、板倉伊賀守重勝方へ、繼飛脚を以て、京洛中の諸浪人拂ふべき旨御下知あり。翌日上總介殿へ上使あり、大御所君存命の內、其方御勘氣、種々御訴訟申上ぐれども御赦免なし。定めて殘念たるべし。夫に就きて唯今登城せらるゝ樣にと思へ

とも、御勘氣の身なれば、百ヶ日過ぎて出仕せらるべし。其間は、上州藤岡へ歸らるべしとの台命あり。忠輝卿、直に此日發駕し、上州深谷に至り、暫く爰に逗留し、國師を猶又賴み御訴訟ありしが、兎や角と延引すれば、深谷は、往還の街、旅人の煩なりければ、藤岡へ移り、齋藤佐次右衞門といふ鄉民の宅を旅館とせらるゝに、齋藤敬んで勞り慰め、五十餘日を饗應す。少將感悅あり、我れ今度御不審を免るれば、重く汝に恩賞を與へんと、自筆に書出を賜はりけり。齋藤が子孫、今に此の御書を傳持すとなり。此所よりも、厚免の事を國師へ歎かるれども、國師許諾して未だ果さず。斯る處に同七月二日、酒井忠世・安藤重信・土井利勝等、潛に上意を窺ひ、內證の樣に申送りしは、只今御厚免の事、隨分御陳謝然るべし。若し遲滯せば御爲ならじ。近臣五三人召連れて、淺草の御下屋鋪へ御來移あつて、每日國師を御賴み然るべしと。少將殿是に從ひ、彼へ來り移らる。此時秀忠公、在府の大小名へ命じて、上州橫川の關所を密に守護せしめ、且近國の守護人は、若し江戶騷動の事あらば、其口々を相守るべしと觸れさせ給ふ。中外怪しみ震恐す。其後神尾刑部少輔守世・近藤石見守信用を上使として、少將殿へ仰渡されしは、其方事、先年大坂軍旅懈怠の段、其志不審なきにあらず。大御所君是を疑ひ給ひ、終に御對面なし。又旗本の士を放に殺し言上せざる事、驕侈上を蔑如す。且不行迹故、國家治り難く、家臣互に龍虎の勢を成す。是れ兵亂の基、亂國の兆なり。是故に大御所公御遺言に、先づ暫く勢州朝熊へ移し、領國を收收し、天下無異の和を致すべしとなり。其意得べしと。忠輝卿の曰、某天命に背き、父兄の御不審を蒙る上は、爭か敢て違背せんや。朝熊へ遣さるゝ迄もなく、願くは當地に於て、御家人に仰せ、忠輝が頸を刎ねられ、大御所公の深き御憤を休め奉りたし。此趣を兩使能く言上せよと、兩使樣々に慰め、祝言を盡して歸り、備に言上すれば、豫て御內意を蒙りたる堀丹後守直寄、越後へ直に進發し、高田城を受取り、小笠原右近大夫長政・安部四郎五郎忠政も同日進發して、信州川中島城を受取る。此城は、忠輝卿、松平甚兵衞尉信直に預けらる。越後糸魚川城は、松平越後守信勝、二萬石を領して守る。山田隼人も、其外の脇城を守りしが、上使來るに事故なく、皆悉く明渡す。豫め隣々の諸將へ命じて、越後の城々騷動せば、早速加

勢すべしとありけるが、越後・信濃の城々、異儀なく渡しければ、發向はせざりける。斯くて元和二年八月十二日、少將殿勢州朝熊へ配流。此時年來所持の天下の名物、相國寺の茶入と、浪游（なみおよぎ）といへる腰物二色を將軍へ獻ぜらるゝに、是等は、其方大御所公より賜はりし道具なれば、何處迄も持參すべし。必ず麁相に致すまじきと命ありければ、然らばとて、土井大炊頭に預け渡さる。此日黄昏に、江戸發駕せらる。此時寵臣征木左京（領二千五百石）・久世左近（領二千石）・千本掃部助（領二千百石）・近藤十郎左衛門尉（領二千石）・長谷川權左衛門尉（領二千百石）扈從には富永九郎兵衛尉（領二千百石）・山田大藏（領二千百石）・明石志摩（領二千百石）・戸田覺彌（領二千百石）、納戸には河村長左衛門尉、料理人頭には淺井左内（領二百石）、其外中小性五人・歩行十人、將軍家より御免を蒙り從屬す。又路次の警固には、近藤石見守信用なり。同十四日相州小田原に至り、少將殿俄に思立ち落髪せらる。時に廿五歳。征木も落髪す。是を見て隨從の士悉く落飾し、忽ち染衣の姿となる。同廿日、勢州朝熊嶽に至り、金剛證寺を居館とす。然れども此山の人民、魚肉を食はざる故、近藤信用是を勞り、此旨江戸へ伺ひ、金剛證寺を退き、其麓なる妙高庵に移す。同年十月十五日、

忠輝卿の居城越後高田をば、酒井左衛門尉忠次に賜ふ。（忠次此時。領二十萬石）忠輝卿は、朝熊の麓に憂年月を送られしが、元來水游を好まれし故、番人の隙を窺ひ、彼猩々瓶に酒を貯へ、不時に海中へ飛入り、五日三日、或一夜二夜を經て歸らるゝ事數度なれば、守護の輩、每度驚き膽を冷す。此事上聞に達し、然らば海なき國へ移せとて、同四戊午年二月、上使として中山勘解由を遣し、朝熊は海道近く、諸事氣遣にもあるべきなれば、飛驒國へ移るべしと仰あり。忠輝卿曰、謹んで承る。爾れども某先年江戸において、切腹の事頻に請ひ願へども、終に上意背き難く、今に存命すること本意の外なり。此方は何方へも參らじ。爰に切腹仰付けらるべき旨言上せよ。勘解由諭し諫めて曰、左樣に上意を背き給はゞ、御爲ならじ。今度上意の御底意は、朝熊は古今殺生禁斷の地、且海道近く御氣詰を察し、飛州は山國といひ遠所なれば、諸事心易く、折々御遊山殺生等にも、御出の爲との御勞り、是偏に御歸國の吉左右と、某此度の上使を願ひ來るに、案外の思召、唯々上意に隨ひ給へ。忠輝卿聽入れず。中山又曰、然らば御存念を上聞に達せん。夫迄は御遠慮し給へとて、刻付の早飛脚を以て此由を

忠輝飛驒に移さる

忠輝信濃に移さる

忠輝逝去

言上すれば、其事は少將心次第にして、中山は速に歸るべしと告げ來る故、是を申述べ、今日是非なく罷歸る。御暇申上ぐるといひければ、忠輝卿、俄に心替り、爾らば汝がいふ如く、上意を背けば、却て不義の愚人に陷る。此上は何國へなりとも移るべしとありければ、中山悦び、同年三月五日、九鬼長門守守隆・中山勘解由、路次を警固し、飛驒へ送り赴く。少將殿家人共は、所々に於て三四人宛、押留めて通さゞりし故、相從ふ士僅二三輩にて、已に飛驒に移らるれば、國主金森出雲守頼直是を請取り、九鬼中山は江戸へ歸る。是より先、忠輝卿の簾中は、正宗が方へ歸られ、仙臺の側に居住す。是を西館殿と號す。老衰して逝去。松島山瑞巖寺仙臺より六里半に葬り、法名天麟院殿と號す。偖も忠輝卿、爰にても氣隨の事餘多あり。金森愁へて是を言上すれば、又信州諏訪へ移さるれば、其守護諏訪因幡守頼永是を預り、甚だ勞りければ、忠輝卿も歳を經らるゝ程心改り、又彼所には三里に餘る大池あり。是を悦び、彼水中へ入り、遊覽を慰まれける故にや、氣隨の事もなく、且諏訪が、赤子に當る如き勞りに、憂年月を忘れ、終に天和三癸亥年七月三日逝去。壽積りて九十二歳。法名寂林院心譽輝窻月仙と號す。既に天下は、家康公・秀忠公・家光公・家綱公を經て、當綱吉公の御治世共、五代目にて逝去。流刑の年數、凡て六十八年なり。此公其性賢に勇備はり、武將の器量ありしが、惜哉花井遠州寵を得て、己が臆怯なるまゝに、種々奸佞邪曲の愚意を勸め、共に暗昏に陷れしことを。昔も今川氏眞を、三浦右衞門が寵を得て愚將とし、武田勝頼をば、跡部・長坂闇將とす。嗚呼佞奸の恐るべき、又忽にせんや。偖又於茶阿の方は、家康公薨御の後、駿府より江戸へ赴き、武州吉水といふ所に一寺を建立し、宗慶寺と號し、忠輝卿流刑後、元和七壬酉年六月十二日卒去。彼寺に葬り、朝覺院殿貞譽宗慶大姉と號す。

私に曰、彼寺は小石川大久保村にて、白山御殿の西に在〻之、氷川明神の別當か。

## 十二萬石餘　村上周防守義明

越後本庄城主、九萬千二百石の領主、與力の士預り地共に凡て十二萬石餘を持つ。義明は、村上帝の後胤、累代武勇の名家なりしが、祖父義清、武田信玄と國を諍ひ、終

に信州海野平にて討負け、越後へ走り歸り、父子流浪して病死す。委細は甲陽軍鑑に見ゆ。爾るに此義明は、十二歳の時加州へ赴き、故あつて丹羽五郎左衛門尉長秀に仕へ、村上政之助と號す。最寵あり。頓て元服し、次郎右衛門と改め、始めて二百石を領す。其後累に戰功あり、二萬石迄に至る。既にして信長歿後太閤の代となれば、長秀も卒去す。其家嗣五郎左衛門長重代に、故あつて直參し、太閤に仕へ、累に軍功あるを以て、九萬石迄に至り、從五位下周防守に任じ、越後本庄城を賜はり、國主堀左衛門督秀治が幕下に屬す。太閤薨後、忠輝卿越後守護となれば、義明亦幕下に屬し、與力三百騎預り、其領共に十二萬石餘を領す。時に花井遠江守が女を、忠輝卿差圖に依つて義明に嫁す。斯る處に遠江守惡病を受け、心神惱亂し、醫術祈念驗なく、日頃の積惡身を責めて、跑死（あがきじに）ぞしたりける。其子主水、父に倍し奢侈を究めしが、終に此時父が邪曲悉く露はれ、且主水が奢上聞に達し、忽ち花井が一類皆八逆の罪に伏す。村上は遠州が聟、殊に花井と心を合せ、私曲惡行を沙汰せし故、領地歿收し追放せらる。

諸人評して、忠輝卿は其氣質勇直なれども、花井に因つて愚將となり流人とならる。忠良の臣善く諫を加へば、明君ともなるべきものをと惜みければ、或曰、爾らば何事も十分にはあらぬものなり。鷄は十二の卵を生む。其中必ず巢守といふものあり。十一は生るれども一つ生れず。家康公良將なれば、其賢息御一族、皆其御讓を受け聰明なる中に、忠輝卿一人闇昏なるは、是德川家の巢守なり。生得賢君ならば、何ぞ花井が奸謀欺き得んや。若年の內は、賢愚未だ分たざる故、越後六十萬石餘の國主とはし給ひしが、終に流人となり、將軍家累代厚免なく、遂には蟄居して死せらる。

少將殿全盛は、偏に永樂錢の、暫く繁昌せしに似たり。或人其故を問へば、答へて、抑永樂錢は、應永十年八月二日大風吹き、堂社佛閣民屋等悉く倒れて、無異なるは稀なり。二日の未刻より吹立ちて、翌三日の巳の刻迄烈しく吹き、其日の申の下刻、唐船一艘、相州三崎浦へ漂着す。時に鎌倉の公方足利左衛督滿兼・印東次郎右衛門尉貞次・梶原能登守景宗・三浦備前守義高に命じて詮議せしむるに、惡風に放れ着岸すと陳ぢす。船中の贓物悉く實檢するに、永樂錢數百萬貫を積み載せければ、彼船を

永樂錢の通融

抑留し、使を洛に馳せて、將軍義滿入道道義・新將軍義持へ此旨を告げければ、唐船關東へ漂着する上は、滿兼の德分たるべしと命ありしかば、船中の財寶悉く之を抑へ留め、唐人には歸唐すべき日數を積り、其餘分を考へ、兵糧鹽味噌薪等を賜はり逐歸さる。其後滿兼評議して、若干の永樂を、徒にすべからず。關東に於ては、此錢を以て賣買すべしと法を定め、是を用ひらる。爾るに年遙經て、天文十九年の頃、關東の諸民、鐚（びた）といへる惡錢を、永樂に取雜へ、同じ直段に用ひし故、賣買の輩所々爭論夥し。天正の初は、北條左京大夫平氏康、關八州を討從へ、諸士彼命に屬しければ、家臣山角信濃守定信・笠原越前守康朝等を集め議しけるは、今より後、關東にては永樂一錢を用ふべし。爾らば民の鬩諍も止み、賣買の隙を費さじ。一座の人皆然るべしとて、辻町郡庄鄉村に、此事を高札に識し立てしかば、關東の市町惡錢を除き、永樂計りを用ひければ、鐚は自ら廢り、上方へのみ上り、永樂の一錢關東に止まる。此時よりぞ鐚を名付けて、京錢とはいひしとかや、其後天正十八年七月十一日、北條左京大夫氏政自害し、息新九郎氏直高野に蟄居し、關八州家康公に屬し、慶長五年石田亡びて後、既に天下御下知に從ひしかば、慶長九年正月より、天下均しく永樂錢を用ふ。然れども一向鐚を捨つべきにあらずとて、永樂一錢の代りに、鐚四錢を遣ひしが、されども其錢の善惡を論じ、賣買の暇輒からず。家康公是を聞召し、同十一年十二月八日、大久保相模守忠隣・本多佐渡守正信等に命じて、永樂錢を制禁あり、鐚の一錢を用ふべしと、江戸日本橋に高札を立てられしかば、是よりして永樂錢は廢りけり。天文十九年に、永樂錢鐚に秀で、爰に至りて、既に五十七年にして廢る。非常の財寶、猶盛衰の理あり。況や人倫をや。上總介殿、一旦大國主と榮えられしも、此永樂に同じ理なりとぞ語りける。

## 三萬石　大久保石見守長安

長安は本甲州の人、武田信玄の猿樂なりしが、勝賴代に恨むる事あり、甲州を逐電し、參州に來り居す。其頃大久保相模守、甚だ舞樂を好みける故、緣を求めて是に仕へ、大に寵を得、後は名字を免され、大久保十兵衞と號す。是より先、織田・武田・德川の

大久保長安驕侈

三大將、日夜合戰の節、彼國の案內者たる故、惡所難所の通路を手引し、且武田家の備立、軍兵の手配り、斥候間諜等を出す迄も、德川家へ委細に語る故、武田終に利を失ひ、勝頼亡びけり。此忠節を、相模守連々言上し、終に御家人とす。十兵衞元より奸智深く、太だ恩寵を得、三萬石迄賜はり、從五位下石見守に任ず。國々御臺所入の御藏を預かり、且諸國の金山銀山等の支配を司る。其頃佐渡の金山は、日本一の御用山なれば、一年に二度づつ、石見守親ら來り差圖せり。爾るに一子大久保右京長次をば、十三歲の時、忠輝卿の扈從に贈り奉仕せしむ。彼亦殊に寵を得、成長後忠輝卿の命に因つて、花井遠州が聟となる。少將殿には姪聟、村上周防守義明とは相聟。又同州柴田城主溝口伯耆守宣勝は、花井主水が舅なれば、越後一國は、花井が一類緣者たる故に、石見守驕の餘りに、大なる虛言を構へ、我れ佐州へ赴く節は、越後高田に逗留し、國家の政事沙汰せよと、大御所君の台命ありとて、己れ恣に公事訴論を捌く。長安元來欲深く、無道佞奸の者なれば、商民にても、金銀賄賂する者を愛し、非を理とし、理を非と斷ずる故、諸民悅び、少事をも目安に書し、石見守往還の時を待



受け賄賂しければ、諸士每度面目を失ひ、牙を嚙みて憤る。或時片柳伊兵衞尉重景といふ士、百姓と爭論ありて公事に及ぶ。折節長安佐州へ赴く時なれば、彼百姓種種の賄賂を贈り、是を歎くに、片柳十分の理なるを、押して非分と捌く。伊兵衞大に恨み憤れども、忠輝卿を始め、家老頭人等も、是を惡しきといふ事を得ず。重景傍輩に耳語き、大に譏り之を怨む。此事を石見守聞付け大に怒り、頓て橫目一人呼寄せて曰、越後國家の政務は、上意を以て諸事を裁許する處に、片柳妄に我を惡人と焉る。我縱ひ老衰して、詮なき政事ありとも、少將殿・花井・溝口・村上等への慮外を思ひ、斯く迄我を辱かしむべきに非ず。是偏に大御所公を焉り奉る道理なり。今日駿府へ馳せ歸り、上總介殿幷に家老衆、彼伊兵衞が惡言等一々に言上し、我非道の捌ぞと上意あらば、御前に於て切腹せんと、座を打ちて怒りければ、橫目驚き、家老へ是を告ぐる。因つて相議し、其怒を宥めん爲、伊兵衞を寺入させ、石州を焉りし科により、少將殿の御勘氣を蒙りたると返答す。長安怒りて、彼れ大御所公を惡口せるの道理、其科至つて深し。然るを寺入などせしむるは、恐らくは少將殿の御意にはあら

じ。家老衆の了簡たらん。口惜しや、上意を蒙り公事を捌きし我を、散々に惡口せし重罪人を、寺入などさせらるゝは、赤子を愛するに似たり。片時も早く駿府へ赴き、是を言上し、佐州御代官役をも差上げ、再び當國へ來るまじ。其時は皆思ひ知らんと、以の外に憤る。家老等聞きて、重ねて相議し、片柳が領地を殘收し、寺より直に追放す。石見守猶堪忍せざりければ、忠輝卿及び諸奉行共に相議して、是非なく片柳を召返し、忽ち切腹せしめ、石見守に告げて、彼れ貴客を惡口せし故、切腹仰付けらる。今は本望たらんといふに、長安獨未だ悦ばず。斯る無道の惡人をば、根を斷ちて葉を枯らすとこそ承れ。彼が世悴を御成敗あつてこそ、我心は殘らじと答ふ。伊兵衞に一子あり、片柳藤吉郎とて、無雙の美童故、上總介殿の小性たり。忠輝卿是を聞きて、偖も思の外なる惡人かな。大御所公を笠に着て、廣大の驕を吐く。所詮石見めが首を刎ねよ。御不審あらば、委細具に言上せん。己が私欲にて、非を理と斷ず。伊兵衞何ぞ怨みざらん。然れども所存ありて、其事糺明せざれば、己が非を遁れん爲、大御所公を輕んずるなどと、樣々の難題を吐き、剩へ東西をも辨へぬ藤吉



郎をも殺せとは、日本無雙の慮外者。父伊兵衞を殺せしこと、返すゞゝも不便なりと、大に怒られければ、諸臣も共に至極の道理と、皆堅唾を呑んで言はず。時に花井遠江思案して曰、君命誠に理に中れり。石州には、何樣天魔の入替りたると覺ゆ。爾れども藤吉郎一人を惜み給はゞ、石見守怒に堪へ兼ね、大御所公へ何とか讒せん。爾る時は君を初め、臣等其申分に數日を經ん。殊に藤吉郎は美童故、君色に溺れ、惜み給ひしなどと、世人必ず流言せん。然らば不便には思召すとも、理を非に曲げて彼を御成敗あり、今度の無事を繕ひ、重ねて石見に御對面なく、御勘氣仰出されば、其時思ひ知るべしと諫む。此下心を尋ぬるに、花井一家は長安と心を合せ、惡行を巧む故、彼が心に背きては、日頃の奸謀露顯する故、斯く計り諫めしとかや。忠輝卿、元來愚昧の主なれば、花井が詞を聞きて、忽ち是に隨ひ、遂に藤吉郎をも成敗せらる。遠州、藤吉郎が首を持行き、石見守に示す。長安未だ恨殘り、少將殿我を實に愛し給はゞ、御前へ召して御詫言あり、其上にて此者が首を見せ給ひてこそ本望ならん。使を以て御斷は不審なり。是れ寵愛深き藤吉郎を成敗し給ふは、以後某を勘氣

あり、再び對面あらじとの事なり。唯兎角駿府へ歸り、委細を訴へんとて悦ぶ色なし。遖の花井も陰れ果て、孰心深き石州かなと、爪彈して歸りしが、此事明に少將殿へ告げなば、石州を殺し給はん。加何せんと一類共を集め評定す。爰に山崎河内守宗弘といふは、少將殿に由緒あり、判形も預かり、納戸の總頭なりければ、彼を招き耳語きけるは、今度の騒動に付、少將殿の似せ御書を認め、石州方へ遣し、憤を止めんと思ふなれば、密に判形を据ゑ賜はり候へ。山崎聞きて、御爲の儀なれば心得たりと諾す。其謀書に曰、

今度年寄共不届の仕形故、其方立腹之由承届候。定而少將如在の様に可レ被存段、氣之毒に候。乍去自今以後、此事不レ留レ心底一諸事賴入候。尤其方事不レ可二疎意一候

以上。

石見守見給ひて大に悦び、再三戴き、感涙を催しけるが、少將殿の底意を恐れ、花井遠州を以て、今度御年寄衆の無調法、是れ皆少將殿御差圖と心得て、根深く恨み奉る。老衰の儀、此事何分にも謝伏し奉ると、歎き訴へければ、忠輝卿も終に心解け給ふ。



之を聞きて山田隼人正・松平筑後守・山崎河内守等、共に連判の誓紙を以て、皆我々が無調法なりと謝し送る。石見終に和睦し、以前の如く共に諸事を談ず。其後駿府へ歸り、翌年重病を受け、晝夜跑き狂ひ、己が一生の積惡を、大方に語り盡し、終に慶長十八癸丑年四月廿五日死す。石見飽まで色を好み、美女多く扶持しけるが、末期に悉く呼集め、汝等は此金銀にて、何方へも在付けとて、金銀珍寶目錄し、一通づつ遺狀を渡しけり。然るに長男大久保藤十郎、熟思すらく、父既に諸國の藏を預かり、殊に佐渡の金山奉行なれども、終に勘定せず。今度石州死去すれば、定めて御勘定をば某に仰付けられん。其時金銀不足せば、身の大事なり。如何に父の遺言なればとて、大分の金銀を、引散らさん樣なしと、美女共再三請へ共、御勘定相濟む以後、渡し與へんとて、少しも與へざりしかば、美女共大に怒り、大御所君へ訴へ、子息藤十郎殿、金銀を渡されず。剩へ追出され、只今餓死せんとす。御慈悲に、遺言の金銀珍器渡され候樣に仰付けられ下さるべしと歎きけり。家康公聞召し、汝等が訴尤なり。石州たとひ老耄して遺言なしとも、藤十郎分別あらば、親末期迄愛せし者なれば、相應

に在付かすべき事なるに、さはなくて、剩へ遺狀を反古になす、不孝非道の至り。然れども藤十郎が所存を聞かず。追つて此事申付くべしと宣ひければ、皆喜んで退出す。其後石州が下手代を殘らず召され、御帳面穿鑿あるに、私曲甚し。御前へ書付け上げたる帳面の金銀、五雙倍餘殘れり。家康公不審に思召し、凡そ勘定といふは、縱へば百兩の金子を、彼是と引散らし遣ひ切つて、其入用を勘定するに、九十八九兩となりて、必ず不足あるものなるに、餘りたるは心得ず。然らば千兩の金銀をば、予が帳へは二三百兩と付けたるならん。猶も穿鑿し、彼が家財雜具吟味せよ。其內藤十郎を閉門さすべしと宣ひ、偖石州が預りの國々の土藏、次に佐州金山の御藏等より、彼が自分の金銀寶物を、殘らず持來らしめ御覽あり。偖々夥しき金銀、其上彼が財寶珍器は、予が寶藏にもなし。誠に天下の役人は、餘分多きものかな。此外にも定めて珍器は、珍しき物あるべきぞ。石見が每々心易く目を掛けし女の中に、諸事打任せ置きたる者あらん。召寄せて尋ねよと宣へば、石州寵愛の女を連れ來り是を問ふに、私も存せず候へども、石見殿常々祕藏せられ、我々にも用心せよと仰せられ、

寢間の下に、石の櫃を二重にし、其中に蒔繪の箱ありと言上す。是を掘り、取寄せて御覽あるに、異國へ、日本の寶物を渡したる目錄、且日本を攻めさせんといふ密通の狀、其上日本諸大名の內、一味連判せし誓紙、上總介殿も、其大將に引入れたる次第、又謀叛を起す刻、諸國へ手入の術、吉利支丹の宗を弘むる事共、誠に身の毛も竪つ程の書狀數百通これあり。家康公大に驚き、偖も言語道斷の大惡人と呆れ給ひ、同年七月九日、嫡男藤十郎幷に外記・權之助・雲十郎を始め、越後・播磨・佐渡等にある子供凡て七人、悉く磔刑斬罪に行はれ、一類緣者は御吟味の上にて、或は切腹或は成敗追放流罪に行はれ、實に危き事共なり。一味の諸大名をも、其事となく御糺明あり、忠輝卿を始めとして、其頃大勢の所領沒收し、遠島流刑あり。後に仔細を尋ぬれば、是皆花井が所爲なり。彼が父は八官といひ、唐人の由緒を以て、異國の帝王へ、種々の唐物珍器を贈り、花井を語らふ故、石見と共に心を合せ、諸侯に說き勸め、大恩の君を亡し奉らんと計りしかども、天豈無道を守り給はんや。

私曰、彼謀逆に與せし諸將別卷にあらまし記す。爾れども其事となく、外の儀に

て領地歿收せらる。故に世人甚だ不審す。

古今武家盛衰記卷第十九終
第二十



# 古今武家盛衰記第廿一

一萬五千石　山口修理亮重政

大久保長安、滅亡の年、此山口と大久保相模守忠隣と、一番に御勘氣を蒙る。是れ彼反狀に與せし故なり。世上へは、忠隣吉利支丹宗の邪法を守る故、御改易と稱し、又山口は、相模守娘と、上意を得ず緣組せし故と沙汰す。此山口は元祖唐人なるを以て、一番に語らふといふ。抑大內山口の先祖は、百濟國の王子なり。推古帝十七年、周防州都濃郡鷲頭の庄靑柳の浦といふ處の松樹へ、大星殞ちて、七日七夜赫々たり。里人怪しみ、巫に因つて其託を聞くに、我は百濟國の王子、所存ありて本朝に來り、擁護せんと欲して、北辰と共に降るといふ。里人恐れて其星を祈り、其所を下松の浦と號し、今氷上山神妙見尊星と崇む。同十九年辛未三月、百濟國聖明王第三の王

義隆自殺
大内氏亡ぶ

子琳聖太子來朝し、防州佐渡郡鞠生の浦多々良の濱に至る。里人、其所の石田里に館舎を造營し、王子を移し、大内殿と稱ふ。私云、太子薨後、防州吉敷郡御堀の庄に葬り七世の孫、大内長門守正恒が時、多々良の朝臣の姓を賜ふ。今は南明山乘福寺の内にありといふ。太子よ是を大内菱といふ。是れ則大内の祖なり。唐菱を家紋とす。俗部卿從二位侍從義隆の代、家臣陶尾張守晴賢入道全薑が叛逆に因つて、長州深川大寧寺に於て義隆自殺し、爰に到つて大内氏悉く滅亡す。山口氏は尾州に居住故殘れり。是は大内正恒に十七代、大内左京大夫義弘の次男、大内周防介持盛、其孫孫太郎任世は、尾州愛智郡星崎の庄に住す。其子太郎盛幸（後號二修理亮一）始めて山口氏を稱す。是れ先祖住居の地名故なり。其後胤山口平兵衛尉盛政が嫡男修理亮重政は、御當家未だ參州に在す時より忠を盡す。慶長六年常州牛久にて一萬石を賜はり、同十六年十二月十五日、五千石御加恩、嫡子伊豆守重信と共に勤功す。同十八年御勘氣を蒙り、父子共に武州入間郡生越の龍隱寺に蟄居す。是れ大久保相模守と、上意を得ず緣組する故なりと沙汰すれども、實は石見が叛狀に連なるを以ての故なり。翌十九年冬大坂陣に、山口父子大に悅び、今度忍んで馳せ上り、命を拋つて御勘氣御免を願はんとしけるが、相州箱根關にて抑留せられ、種々術を盡し訴訟すれども叶はず。遂に龍隱寺に歸る。偖明くる元和元年夏大坂再亂す。父子名字を替へ、潛に北陸道を經て大坂に至り、井伊直孝の手へ紛れ入る。政是を指南す。直孝の家臣等諫むらく、今度山口殿の指南を用ひ給はゞ、後日に皆人、山口の采幣を以て、掃部頭は勝利を得たりなど評せん。然らば口惜しかるべしと。直孝是に隨ひ、其後は重政が指南を用ひず。五月六日、河内口若江表合戰に、伊豆守重信は、强敵五騎突伏せ、六騎に當る。敵と引組み相討して互に死す。父重政是を見て、甚だ哀惜して、直孝陣所へ往き、愚息勇を顯し戰死す。不便ながら本望の至極と、涙を流し語りけるに、直孝如何なる所存にや、其弔慰をばいはず。却て重政が耳に障る樣なる挨拶あれば、重政氣色損じ、已に刺違ふべき體なりしが、御旗本衆二三人、其座に居合せける故、兩方へ立塞がり、直孝は若將、重政は老功の將、何事も御堪忍と扱ひけるが、其遺恨今に至りて、兩家の中不和なり。偖御歸陣後、諸將へ恩

山口重政死去

祿を賜はれども、修理亮をば御尋もなく、御勘氣なれば、猶々蟄居し終に病死す。天樹院殿、是を聞きて愍れみ給ひ、秀忠公へ數度御詫あり。是れ故あつて、重政存命の内より、歎き奉るに賴つてなり。是故に寛永五年、重政が次男長次郎弘隆に一萬石、三男半左衞門重經に五千石、本領常州牛久に於て是を分ち賜ふ。同九年十二月廿三日、長次郎、從五位下但馬守に敍任す。半左衞門も、同月廿九日、從五位下備前守に敍任す。斯くて後、松平古伊豆守信綱の扱ひにて、直孝と山口兄弟和睦せしむ。但馬守は、亡父の憤を憚り隨はず。備前守は、直孝天下の御先手役なればとて、忽ち和睦す。是より嚮、兄弟召出されし時、重政・重信、幷討死したる從者共の法事修行あり。皆石塔を立てらる。又其節手柄したる者共に恩地を與へ、且山口氏を授くる者數人なり。後江州水口御城代となり、後御免あり、江戸へ來り、寛文五年十二月廿七日、修理亮と改め號す。御老中土屋但馬守と、同名たる故なり。延寶五丁巳九月四日病死す。七十五齡。嫡長次郎重貞是に嗣ぎて、同年閏十二月廿六日、從五位下修理亮に敍任し、今專ら勤仕せらる。山口備前守重經は、御書院番組頭、後に御番頭となり、



駿府在番等數年勤仕し、萬治二己亥年八月廿日病死。五十二歲。息半左衞門尉政清嗣ぎて、定火消役を司り、半兵衞と改む。同役に、水野半左衞門ある故なり。延寶三乙卯年夏より煩ひ、同十月十一日卒す。息半左衞門尉家を嗣ぐ。弟平十郎は、半兵衞存生の內に、小坂助六由緒ありて養子とす。斯くて半左衞門某は、病痾に罹りて、同七年己未六月廿七日早世す。十四歲。家人等相議し、小坂平十郎を取戻し、家督に願はんと歎きしかども、助六故ありて聞かず。領地終に召上げらる。

## 四萬五千石　大久保相模守忠隣

相州小田原城主、祖父は五郎右衞門尉忠勝、父は七郎右衞門尉忠世。先祖由緒は人遍く知る、故に記さず。父祖累代、德川家へ忠を盡す。中にも忠世は家康公に仕へ、智仁勇備はる良臣、御譜代の隨一、頻に加恩を賜はり、四萬石迄賜はり、天正十八庚寅年五千石加增、小田原城へ移り卒す。嫡男相模守忠隣（此時治部大輔といふ）家を嗣ぎ、父祖に劣らず忠を盡し、石田亂・景勝亂に武勇を振ふ。諸錄に見えたり。然るに慶長十八辛

丑年十二月、或人忠隣が不義を言上す。家康公聞召し、忠隣は不義すべき者に非ずと思召しけれども、本多佐渡守を召して、是を糺明せしめ給ふ。正信密に詮議するに、重科分明なり。家康公驚き給ひ、同月廿六日、忠隣領地歿收し追放あり。小田原城をば、翌十九年甲寅年正月廿一日、安藤對馬守重信請取りて在番す。忠隣は京へ上りけるが、翌年二月二日、井伊掃部頭へ預けられ、江州佐和山に蟄居す。誠に父祖代々武功を顯し、御當家隨一の忠臣と、君別して思召す處に、如何なる天魔の所爲にや、忠隣代に、惡名を受くるぞ本意なけれ。此次第遠慮の事あり、委細を記さず。

## 七萬石　高山右近大夫長房

攝州高槻城主、信長取立の士、軍功を顯す事、信長記に見えたり。後太閤に屬し、山崎軍に先陣し、君敵光秀を誅滅す。太閤其武勇を感じ、高槻城七萬石を賜はり、且從四位下侍從に任ず。尾州小牧・樂田・羽黑・相州小田原・朝鮮攻等に軍忠を顯す。石田亂にも、御味方たるを以て、本領相違なし。然るに高山、吉利支丹の棟梁となり、專ら邪法を弘むること上聞に達し、其意味を御詮議あり。申譯立たず、首尾惡しき最中石見と密通し、大事を企つこと露顯すれば、忽ち領地歿收せられ、慶長十九甲寅年三月七日、加賀中納言利長へ預けられ、重科故に御免なく、終に彼地に於て卒す。長房は文武詩歌に達するを以て、利長三萬石を合力し、毎に友とし論談せられしが、其死を悼み、息男高山外記を、上聞に達し家人とせらる。其子孫繁昌して、今專ら彼家に奉仕すといふ。

## 十二萬石　里見安房守忠義

房州稻村城主、先祖は人王五十六代清和帝九代の後胤、贈鎭守府將軍從四位下親田大炊介義重入道上西の嫡男、里見太郎義俊の末葉なり。義俊より十四代里見左馬介義豐は、上野の住人なりしが、故あつて本國を出奔し、明應四年の夏より、安房州へ赴き、寺々院々に賴みて年月を送りし。其頃房州に、安西・金丸・鞠谷・東條の四士あり。是れ賴朝の時より、房州四ヶ所に住領し、里名を以て氏とす。所謂安西三郎景

益・金丸藤次光秀・鞠谷五郎信俊・東條七郎秋則が末裔なり。昔賴朝、石橋山戰に敗れ、眞鶴が崎より、船にて房州へ渡られし時、彼四人を一番に召さるゝに、卽時に參迎し、忠節を盡せし故、房州一國を四人に賜はり、累代領し來りし處に、明應四年八月より、四人の末流共互に隙あり、東西南北に分れ爪爭す。時に里見義豐漂泊して、此國に在る由安西聞きて喜び、招き迎へ將軍とす。里見屢謀略を廻らし、兵術を盡す故、終に金丸・鞠谷・東條の三家を滅し、安西一人房州一國の主となる。又義豐が武威國中に輝く。安西是を猜み忌み、潛に詭計を設け、是を害せんとす。里見此議を聞き大に憤怒し、爾らば我も兵を催し、一身の安否を、一戰の刃に掛けんとて、兵を集むるに、房州の士卒大半里見に從ひ、日夜拒ぎ戰ふ。義豐元來仁を專らにし、民を憐み士を愛する心深かりしかば、先亡の金丸・東條・鞠谷三家の一族郎從、悉く心を變じ、里見に降り屬する故、頗る大勢になりて、明應五年十一月、安西が城に押寄せ、悉く攻討ちて、里見忽ち房州の主となり、武威大に振ふ。翌年十二月六日、俄に又兵を進めて、上總の守護代眞利谷上總介を攻め、戰ひ勝ちて、上總州をも押領し、稻村に

里見義豐房州を略す

新城を築き居る故、時の人、稻村殿と稱す。嫡子兵庫介義弘は、文龜二年九月、上總州佐貫に新城を築き之に居る。兵庫介を改めて、里見左馬頭と號す。其嫡子太郎義高は、大永二年四月朔日より、上總州久留里に城を構へ之に居す。此時小田原城主北條左京大夫氏綱、子息新九郎氏康と共に下總を斬隨へ、其後上總へ討入り數々戰へども、里見が武威猛くして、終に討負け、小田原へ逃歸る。義高が嫡子又太郎義賴は、未だ若年なれども、手廣くせんとや思ひけん、大永四年十一月、安房の館山に城を構へ、其子源太郎義康を籠置き、北條を拒がしむ。北條父子是を聞きて大に怒り、多兵を率し、相州より船にて房州館山へ押渡り、屢攻むれども勝たず。終に小田原へ逃歸る。爾るに天文二年より、里見は生實の御所足利右衞門佐義明の旗下に屬しけるが、同六年鵠の臺合戰に、義明討死あれば、此弊に乘つて、北條父子、里見と拒ぎ合ひけれども、勝負を決せず、北條退屈し、天正五年四月、里見義康・北條氏政・同氏直和睦し、互に人質を出して歸る。同十八年七月、北條父子、太閤の命に應ぜざる故、忽ち滅亡す。此時里見、小田原へ遲參するを以て、累代の舊領、悉く歿收せらる。され

里見・北條和睦　北條亡ぶ

ども關東退治に功ある故、舊領五萬石を賜はり、又源家の嫡流なればとて、從四位下侍從に任ぜらる。太閤薨後、御味方に屬し、景勝押へとして、結城秀康卿に從ひ、幾つて軍事を談ず。石田滅び景勝降り、天下泰平せしかば、義康も五萬石御加增賜はり、其の後里見は、源家の嫡流なりとて、義康の嫡子を召出され、秀忠公の御前にて元服し、忠の字を賜はり、里見安房守忠義と號し、又二萬石の御加恩あり、凡て十二萬石となる。既にして父義康卒去、忠義家を嗣ぐ。然るに慶長十九甲寅年九月九日、俄に領地歿收、忠義は遠流せらる。是れ石見に與し、異國へ寶物を贈り、且諸侯を語らひ、大事を企つ故なり。殊に大久保相模守が聲なれば、御不審最重く、申譯すれども御取上なし。里見が居城稻村をば、本多出雲守忠朝・內藤左馬介政長、同廿日請取りて在番す。義豐より義弘・義高・義賴・義康・忠義に至つて、六代にして、其跡悉く斷絶す。抑忠義は、聊異心なく、其證據分明なれども、傍に讒人ありて、誤なき旨を上聞に達せず、重科の人となり、其家滅亡するは、先祖の惡行報いたるなりと、後には世人稱へけり。其故は、先祖左馬頭義弘、足利右衞門佐義明と共に、鎌倉へ亂入り、神社佛閣を悉く破却し、又は燒拂ひ、殊に鶴岡八幡宮へ押寄せ、神前に向ひ、當社は源家の守護神、百王百代迄も守らんとの託宣は忘れ給へるか。今此里見・足利は、正しき源氏の嫡流、皇子を出でて遠からず。然るに累代居住の鎌倉をば、上杉・北條・三浦・今川等の家僕が爲に追落され流浪するに、源神が擁護なきやと呼ばはり、本社・拜殿・神樂堂・廟門・末社・二王門・鳥井・伽監に至る迄、悉く打破り引散らし、勝閧を噇と揚げ、房州・總州へ引歸す。世人皆舌を卷き、恐れ合ひつぶやきけるが、其年義明は鵠の臺合戰に、僅の小勢に不意を討たれ、父子一族從臣悉く討たれ、足利氏斷絶す。里見は暫く殘りしが、忠義代に至り、誤なくして滅亡すれば、諸人思合せて、驚き恐れ合へり。里見足利、鶴岡の靈社を破却せる時、鎌倉中の神社佛閣も、同時に燒滅するぞ不思議なれ。中にも五山の隨一巨福山建長寺の燒けしは奇妙なれ。兩將も、五山僧に意趣なければ、其近邊へは亂入せず。爾るに八幡宮の在家燒失する刻、僅なる細煙一つ飛來りて、五重の塔上に落掛る。始めは燈籠の火の如く、消えもせず燃えも騰らで見えければ、僧從等身を揉み手を揚げて、あれ〳〵と騷げども、登るべき梯なく、水

を投ぐべき便もなし。斯る處に何處ともなく、鴟鳥二羽飛來りて羽を叩き、彼火を扇ぎしかば、忽ち燃上り、黒烟天を掠め、猛火雲を巻きて翻る。九輪棟梁などの落つる音雷の如く、虚空に笑ふ聲あつて、俄に嵐烈しく吹き來り、散亂たる火の粉は星の如く、忽ち餘煙四方に覆ひ、本堂・祖師堂・方丈・衣鉢閣・鐘樓・輪藏・寮舍・浴室・山門・脇門・廊下・惣門、一宇も殘らず燒滅す。寺中にては鴟と見つるに、遙の外より是を見れば、山臥二人手々に松明を燃し、諸堂の棟々に付けて回るとぞ見えし。近邊の郷民、門前の人夫惡僧等數千人、是を防ぎ消さんとするに、水を掛くれば瀾燃え、打消せば益焼けて、或は柱に打たれ、或は焼爛れて、半死半生の者數を知らず。抑此寺は、後深草院建長三年、北條相模守時賴入道最明寺の建立、蘭溪道隆禪師開基、丈六の地藏尊を中尊として、同一千體の地藏を刻み、禪師移り住す。東關の學徒負笈し集る。禪師寢室の後に池あり、池の邊に松一樹あり、亭々直立す。一日楢偃し枝撓み葉鋪さて、室に傾き掛れり。衆僧怪み問ふ。道隆語つて曰、今朝容貌魁偉にして裝束せる異人來り、此松上に座して語る。予何國の人ぞと問ひしに、此山より左の方鶴が岡



に住み侍るとて、忽ち形消失す。且其人座したる故に、松偃すとなん。因つて彼松の回に垣して、八幡所座の靈木と崇め、影向の松と名づく。弘安元年七月廿四日、禪師遷化闍維の後、五色の舍利數十粒、灰中にあり。茶毗の烟掛りし木の枝草の葉にも、舍利を綴り累々たり。貴賤爭うて拾ひ取る。道隆毎に所持の鏡一面あり。門人夢みらく、禪師の御影は、此鏡に留ると。覺めて怪しみ、彼鏡を見るに、觀音の尊像移れり。時賴是を聞きて、彼鏡を取寄せ是を見るに、鏡曇りて定かならず、疑を起し磨かせらるゝに、大悲の相好、歷々として拜まれさせ給ふ。時賴大に驚き謝拜し、是れ末代の奇特なりとて、大覺禪師と諡を奉せらる。是れ本朝禪師號の始めとかや。斯る不思議の靈場靈佛も、時節の災を免れず、焼失するこそ淺猿しき。爾れども彼鏡は焼けず、今に殘りて彼寺の寶物たり。又影向の松は、往昔幾年をか經けん、其生長を知る人なし。彼奇特ありしより、焼失の今に至りて、百六十餘歲。星霜重なり木立物舊り、端直森々として梢を捧げ、礒柯の節々たる枝を垂れ、葉は三冬の霜に堪へ、綠は千年の德を鋪き、誠に目出度靈木なりしが、火難に罹れば雲を焼く薪となり、

立ち乍ら炭灰と變じけるこそ悲しけれ。

## 三萬石　本多因幡守政武

和州高取城主、父は因幡守俊政といふ。政武代に、領地悉く歿收。

## 一萬石　伊奈筑後守忠正

忠正字熊藏といふ。時に諸國御代官職を司り、大久保長安と同役なり。長安石見守に任ずる時、熊藏も筑後守に任ず。其後仔細ありて領地歿收。

## 五萬石　松下石見守長綱

奥州二本松城主、先祖加兵衞尉之綱は、遠州の人なりしが、明應五年の頃、織田備後守信秀の旗下に屬し、尾州愛智郡に住す。時に太閤、未だ木下藤吉郎といひ、此加兵衞尉に仕へらる。始終豐臣記に委しければ爰に略す。太閤已に天下の主たりし時





は、之綱卒せり。因つて其息右兵衞尉吉綱を召出し、一萬石を賜はり、御相伴衆と號し、尊敬あり。薨後、御咏方に屬し、關が原戰功ある故、駿州久野城主として、一萬六千石を賜ふ。吉綱卒後、息加兵衞尉重綱家を嗣ぎて、從五位下石見守に任ず。大坂兩度の戰功を以て、一萬四千石御加恩、下野州烏山城へ移る。元和九年又二萬石御加增、凡て五萬石。奥州二本松城へ移り、寛永四年卒す。息左馬介長綱家を嗣ぎ、從五位下石見守に任ず。其性短氣不仁にして諫を聽かず、國民悉く怨み、其新法非道を一々に目安に記し、公議へ訴ふ。御老中共に其實否を探らるゝに、惡行甚しき故、御加增地二萬石を削り、本知三萬石とし、同州三春城へ移さる。斯くて正保二年長綱參勤し、御目見濟み、御老中御役人衆へも回り、翌日加藤民部少輔明利・息男彌三郎館を訪はる。明利の門番共門を開き、左右へ平伏するを、長綱俄に亂心し、其番人を忽ち二人切殺す。彌三郎家士玄關にて之を見、驚き大に周章す。時に松本彌七といふ士、玄關より飛び來り、偖も御心能く遊ばされたり。先御腰物を是へ賜はり、拭ひ奉らんと、側に近付き寄りければ、長綱打笑ひ、早くも心付きたりとて刀を渡す。

彌七悦び、供人に目合して、爰より乘物に入れ歸しけるが、歸宅の時、我門番をも二人、以前の如く斬殺す。是より亂心惡行甚し。長綱は、加藤明利の甥なれば、明利是を歎き療治を盡し、祈念祕法を加持すれども驗なく、次第に亂心強くなれば、此旨一一言上す。是故に領地歿收し、長綱をば式部少輔に預けらる。亂心快復せず終に卒す。因つて息男松下加兵衞尉を召出し、三千俵を賜はり、今專ら勤仕す。

古今武家盛衰記卷第廿一終



# 古今武家盛衰記卷第廿二

高力左近大夫隆長

永祿八年二月に至り、參州悉く已に御手に入りしかば、始めて三奉行を定め給ふ。所謂高力權左衞門尉直高・本多作左衞門尉重次・天野三平康景なり。高力は性柔和に仁深く、本多は短氣にして勇才あり。天野は思慮深く火急に事を行はず。各心を合せ、政事を沙汰す。鄕民大に悦ぶ。時の諺に、

佛高力鬼作左善惡知らぬ天野三平

高力直高が先祖は、桓武帝十五代、次郎太夫平盛方なり。盛方は義家に仕へ、始めて武州大里郡熊谷を領す。因つて熊谷を氏とす。其子盛直・其子直貞、相續いで源氏へ忠を盡す。直貞が嫡子は、熊谷太郎直正といひ、次男は次郎直實、保元・平治の亂に義

朝に屬す。義朝亡後、暫く平家に屬せしが、治承四年、賴朝豆州にて義兵を揚げらるる時、是に奉屬し、一の谷・八島等の戰功を勵みしが、故あつて法師となる。小次郎直家繼いで熊谷を領せしが、後藝州にて領地を賜はり、彼國に住する故、是を安藝の熊谷と稱す。又兄熊谷太郎直正は、保元・平治の頃は、後白河院北面の士たりしかば、源平の兩家に屬せず、嫡子太郎左衞門尉忠直・其子景貞・其子平次左衞門尉直綱・其子平次郎直朝。直朝が時に至り、江州鹽津を領せしより、近江の熊谷といふは、太郎直正が末葉なり。直高は、此直朝が末孫たりしが、一說に、高力は直實が次男、熊谷平三郎直景が末といふ。江州の守護職佐々木義秀と、六角承禎・淺井京極國を爭ひ、數年物騷なれば、祖父直繁代に江州を出奔し、參州に來り、高力村六百石を隨へ領す。高力を氏とし、世良田次郎三郎清康卿に屬し、代々忠を盡す。直高十五歲の時、元龜三年四月家康公に屬し、參州味方が原合戰に、馬武者を突落し、初陣の御感に預かる。又天正三年五月、同州長篠戰に、勝賴の者大將奧津彈正が首を掛くる。同九年遠州小山戰に功あり、又參州一向宗亂に、无類の御味方せしこと、三河記に見ゆ。同十二年、尾州長久手軍に武勇を顯し、



御感狀褒美を賜ふ。斯く忠節あるを以て、今度三奉行の隨一とす。其頃太閤家康公と御和睦あり、太閤の母公、參州へ質として下向あり。本多・高力・天野に命じて守護せしめらる。偖家康公は上洛あり。此時本多は、母公の座敷の四方に山の如く燒草積置き、大聲に叫んで、今度家康上洛すと、晝夜罵りければ、母公恐懼あり。高力は側に候し御物此燒草にて忽ち焚殺さんと、晝夜罵りければ、母公恐懼あり。高力は側に候し御物語し、謹んで最慇に勞り慰む。天野は內外番人の怠を制し、雜用を沙汰す。既にして家康公、參州へ歸り給へば、母公も歸洛あり。三州にての事委しく太閤へ語り、頗る落涙あり。之に依て太閤、家康公に宣ふ樣、去る頃予が母三州へ赴きしに、御家人本多作左衞門、甚だ勞り是を辱かしむ。其體一忠節に似たれども、禮儀を知らぬ無道者、御扶持あつて益なきか。又高力は仁義備はれる忠臣、必ず御用に立つべき者ならん。目を掛けて使はるべしと。家康公も、太閤の聞を恐れ、本多を暫く閉門させ、後秀康公へ附け、越前へ流刑すと沙汰あり。又高力をば五千石賜はり、大番頭として、從五位下河內守に任ぜらる。天正十八年小田原戰、無類の忠戰あり。五千

高力直高死去

高力忠房死去

石の加增、駿州田中城を賜はり、又慶長四年三月、一萬五千石御加增、武州岩槻城を改め賜ふ。此時酒井河內守と同名たるを以て、土佐守と改め、都合二萬五千石にて、彼地へ移る。慶長十三年正月廿六日卒す。七十九歲。息左近大夫忠房、家嗣たり。是より先、慶長四年己亥六月、秀忠公の御前に於て元服し、忠の御字を賜はり、從五位下攝津守忠房と受領す。同五年庚子九月、關が原にて功あり、增田父子を預かり、岩槻へ歸り、同十年七月、左近大夫と改む。同十四年三月、岩槻城回祿す。忠房造營す。同十九年正月、大久保忠隣流刑、小田原城受取の爲、本多出雲守・淺野采女正・牧野右馬助・松平越中守・高力忠房等赴く。忠房此時城受取の次第、圖に叶ひし事上聞に達し、御褒美を賜ふ。元和元年一萬石御加增、遠州濱松城へ移り、寬永十一年甲戌、家光公御上洛の供奉、還御の後、五千石御加增、同十五年戊寅四月、肥前高久郡島原城へ移る。翌年卒す。忠房二子あり。末期に願ひ、高の內三千石を次男左京に割け與ふ。嫡左近大夫隆長家を嗣ぐ。此將利欲を好み聚斂を事とす。家臣等諫言すれば、却て追放切腹せしむ。尤佞媚の者を愛し、新法を行ふ。遂に上聞に達し、寬永八年

戊申二月廿七日、隆長を評定所へ召され、御老中列座にて、上意申渡し、所領歿收し、松平龜千代綱基（後號二陸奥守一）へ御預け、嫡子伊豫守常長は、酒井左衞門尉忠治へ、次男右衞門は眞田右衞門佐信房（後號二伊豆守一）へ預け給ふ旨、靑山大膳亮幸利演說す。御目附には、渡邊大隅守綱貞なり。此時龜千代家來蜂屋六左衞門大勢を率し來り、寬文八戊申年二月廿七日午刻、評定所より左近大夫を請取り、乘物に移し、麻布の中屋敷へ引取る。是は先達稻葉美濃守正則、御奉書を遣さるゝ故なり。偖息男の方へは、高木伊勢守久・戶田作右衞門尉吉輝（私曰、吉輝は甲府相公へ附けられ、戶田伊勢守といふ二人罷赴き、酒井・眞田へ渡しけり。其後左近大夫は、奧州仙臺へ、嫡伊勢守は、羽州鶴岡へ、次男右衞門は信州松代へ配流。此時伊豫守詩一絕を賦す。曰く、

急離二父母一去二何處一　　省是自然非レ可レ忡　　雖レ朽二身骸東奧地一
丹心未レ忘レ致二君忠一

同三月六日、左近大夫へ千俵、伊豫守へ五百俵、右衞門へ三百俵の御扶持方賜はるの旨、評定所より御書出渡る。二月晦日、島原城受取として、小笠原內匠頭長勝・松浦肥

高力隆長死去

前守鎭信仰付けらる。斯て隆長は、仙臺城下中島に蟄居す。延寶四丙辰年十二月廿六日卒す。然るに先君御他界、當綱吉公御代に、嫡伊豫守二男右衞門召歸され、俵數を賜はりしが、程なく伊豫守は、御書院番頭となり、三千石を賜ふ。元祿九丙子年正月廿九日、故あつて大岡五兵衞が爲に橫死せらる。世人皆如何なる報にやと稱ふ。或人いふ、彼橫死も、父隆長の惡行、子孫に報ふなり。左近大夫行迹を聞くに、領分天草にて、獵師は勿論、百姓鄕人迄も課役を掛け、鯨を突き其油を取り樽へ入れ、三斗入一樽を、銀六匁に買はせ、江戶・京・大坂へ回し、十倍に拂ふ。或天草砥或鑓の柄等も江戶へ回し、過分の利德を取り、金銀充滿するを悅び樂しむ。右の品々を諸國へ出す節は、民百姓に祿役を掛け、彼是の費、得ていひ難し。又耕作の最中をも顧みず。因つて國民甚だ苦しめり。且種々の奢を極め、近習外樣の家士を苦しむ。家老志賀玄蕃二千石領日夜歎き、大に諫言す。隆長曾て聽入れず。遂に怒つて玄蕃を手討にし、亦其弟志賀內匠五百石江戶詰にて、西の窪町屋に居住しけるをも、後の讐を恐れ、川上源左衞門二百石・同次太夫二百石兄弟に命じて、是非をも申渡さず、推して討殺さしむ。其外一類罪なき者多く罪せらる。斯る惡行の報來りて、伊豫守橫死し、高力の嫡家斷絕せるにやと、世人評し合へり。

## 本多作左衞門尉重次

重次は、大職冠廿五代の後胤、本多助秀が末孫なり。助秀は、豐後州本多の鄕に住す。故に本多を氏とす。其子本多右馬允助定は、尊氏將軍に仕へ、尾州橫根の鄕・同粟飯原の鄕を領す。其子本多小八郎助政・其子定通・其子定忠・其子本多彥次郎定助。定助に二子あり。嫡七郎正時・二男平八郎助時といふ。助時は、本多平八郎忠勝の先祖なり。正時が子小八郎正助、後彥二郎と改む。二子あり。嫡八郎正通正通が子小八郎正光に二子あり。嫡子は本多彌八郎正信なり。後佐渡守と號す。二男は三彌正重と云や・二男二郎九郎信正・其嫡彥二郎信廣信廣の子豐後守信重、其子彥二郎廣孝後豐後守と號す。其弟作左衞門尉重次なり。始め作十郎重正といふ。斯くの如く本多の一族相分り、子孫繁昌す。往昔本多正時・助時兄弟三州に居住し、德川家二郎三郎從五位下三河守長親君へ初めて屬せしより以來、累世忠勤を抽ずる事、諸錄に顯著せり。中にも本多平八郎後中務少輔と號す忠勝・本多作左

衞門尉重次が武功忠戰、擧げて計るべからず。家康公是の故を以て、重次を三奉行の內とし給ふに、重次智勇備はり、其裁許分明なり。公亦其忠貞を感じ、御取立の思召ありしが、太閤と御和睦の時、故あつて御勘氣分にて、暫く蟄居す。太閤薨後、二萬石御加增、從五位下飛驒守に任ず。此重次は、越前黃門秀康卿の御母公預かり、秀康卿誕生より成長迄、養育し奉る故を以て、越前御拜領の時、二萬石御加增給はり、秀康卿へ諫言の臣として附け給へしが、重次曾て悅ばず。其陪臣たることを歎き、連連歸參の願を達す。將軍家怒らせ給ひ、御家人多き中にも、重次無二の忠臣、其上秀康卿親分たるの由緒を以て、御褒美分に仰付けられしを、陪臣と歎く不屆者とは宣へども、數度の忠節を御感思ありて、頓て召歸さる。重次より四代、當飛驒守に至り、故あつて元祿八年、數代の舊領を歿收せられ、其身は御預けの身となる。此仔細上意の次第、世人遍く知る故、爰に識さず。

## 本多越前守利長



遠州橫須賀城主、利長は本多彥二郎廣孝の家にて、數代の忠勤を以て五萬石迄賜はり、先祖の功を以て、榮華に暮されしが、利長苛法を出して民を苦しめ、家中の仕置惡く、且其性淫亂にして、吉原の游女を請出し、歸國の時は、家來の妻と稱し、諸關の手形を願ひ、參勤の時も、亦是を召連れらる。又坂部伊兵衞・松山勘左衞門といふ出頭家兩老人を連れて、共に遊里に赴き、淫酒の樂を縱にす。此坂部は二百五十石、松山は五百石を領す。是皆小性立の者共にて、共に卑士の子なり。然るを利長、寵愛の餘り大祿を與へ、且家老職とし、數代の老臣忠士を脇になし、唯二人が詞を信用せられしが、延保八年五月八日、彼二人を連れ吉原に游んで、家綱公の薨御も知らず日を暮らし、夜に入りて歸られしかば登城もならず、亦御老中への勤も延引すれば、忽ち御不審を蒙り、御穿鑿あるに、上答すべき辭なし。是故に大久保加賀守宅にて、右の淫亂、次に關所にて、數度御制法を背く事、幷に家中の仕置、諸民への苛法等數ヶ條の科に依りて、領地悉く歿收。併乍ら先祖代々忠功あるを以ての故、其亡魂へ佛供料として、羽州村山に於て一萬石賜はる。上意の趣、御家中列座にて演說あり。鳴

呼此日如何なる悪日にや、本多出雲守も同じく一所に召され、是も舊領召上げられ、僅一萬石賜ふ。出雲守悪事の次第と、上意遠慮の事あり、態と記さず。

## 天野三平康景

康景も三奉行の内にて、別して其裁許私曲なく、諸人其徳義を慕ふ。而も屢戰功あり。殊に關が原御陣にて、無類の武勇を顯す故、翌年駿州興國寺城一萬石を賜ふ。其頃天野城普譜を願ひ、領地にて竹數千本切らせ積置き、輕卒數輩に命じて守らしめし處に、御領田原の百姓、大勢忍び來りて是を盗む。番の輕卒見咎め、其張本人と見えし盗人を、忽ち打殺す。殘盗放散す。其後彼百姓共後日の難を恐れ、御代官井上勘助へ、罪なき者を、天野が輕卒妄に殺せりと讒訴す。井上大に怒りて、天野が方へ使を立て、御領の百姓を、何とて此方へ斷らず、卒爾に殺害せられしや。速に解死人として、其輕卒を誅し候へと申送る。康景聞きて、盗人を殺すは古人の定法。然るを解死人とは心得ず。番の輕卒等、私の宿意を以て殺すに非ず。康景下知を加へ、



彼盗人を殺さしむ。此儀誤あらば、我こそ罪せられん。輕卒何ぞ咎あらんやと答ふ。井上怒りて、家康公へ、百姓全く竹をば盗まざりしを、康景が輕卒等、理不盡に是を殺し、天野却て我意を募り、解死人を出さずと言上せしかば、驚き給ひ、不審に思召し、此儀後日御詮議あるべき由にて、本多正純を天野が方へ遣し、其實否を御糺明あり。正純の曰、たとひ御邊理ありとも、御領の百姓を、斷りなく私に殺すの誤あり。又此事を、井上と對決に及ばんは、上への憚あり。唯々曲げて彼輕卒を斬つて、无異な調へ然るべし。康景が曰、理の實なるを以て、非の曲れるに變ずるは、勇士の道に非ず。以前勘助にもいふ通り、輕卒、盗人を殺すこと我が下知なり。何ぞ罪なき輕卒を誅せん。次に御領の百姓と知らば、井上に斷りもせん。何處の盗賊共が來ると思ひ討たせたり。但御領の百姓は、御家人の財寶竹木を盗むべしとの上意なるやとて、更に承引せず。本多駿府に歸り、此旨具に言上すれば、天野・井上幷に彼百姓共を召し對決あるに、天野が詞道理に似たれども、越度の事あり。解死人を出すべきに極りぬ。されども天野は、罪なき輕卒を誅せん事を深く愁へ、所詮身を退くに如

かずとて、興國寺城を捨て逐電す。諸人遍く不審の上に、是を惜みけり。

評に曰、本多・高力・天野三奉行は、共に君に忠あり士に禮あり民に信あり。假初にも非義なかりしが、三輩の子孫悉く斷絶せしは、如何なる報にや。或人曰、凡て奉行頭人評定職の子孫は、必ず繁榮なるは稀なり。其故何となれば、數萬人の公事の裁許理非輕重を糺す中には、理を非に捌く事もあり、聞違ひ言誤りもあるべし。又緣につれ或は賄賂につき、非義なる沙汰もありなん。或人此儀を考へ、一首の狂歌に、

箱崎の松は奉行にさも似たりすぐなるやうで曲らぬはなし

豐州箱崎といふ所に松林あり。其松直きこと竹の如し。然れども近付き見れば皆曲りて、直なる松一本もなし。是故に斯くは詠みたるならん。實や古今を考ふるに、奉行職の斷絶、遠くは源平盛衰記・北條九代記・太平記・信長記・甲陽軍鑑等に記す形勢を見よ。近くは太閤の五大老・五奉行・中老の始終を考へよ。五大老は家康公・加賀利家・毛利輝元・上杉景勝・宇喜多秀家なり。然るに今毛利・上杉も、其子



孫は斷絶し、他人を養ひ家を立つれば、兩家唯名計りなり。秀家の斷絶は前に記せり。但家康公は、五大老と雖、是は由緒格別の事、記すに及ばず。殊に五常を守り、四民遍く御德を慕ひ懷き、一命を捨てん事も願みず。赤子の慈母を慕ふ如くなりしかば、自然と天下の主將となり給ひ、御代々繁榮なり。利家亦是に准ず。

次に五奉行石田・大谷・增田・長束等、中老梶尾・中村・生駒并小出・片桐・大野・速水等、永く斷絶せしも、邪曲非法を行ひし報にや。此外御當家にて、石川伯耆守數正・酒井將監忠尙・本多上野介正純・大久保相模守忠隣・井上主計頭正就・青山伯耆守忠俊・堀田加賀守正盛・同上野介正信・同筑前守・同對馬守・土井家の子孫・板倉の一類・酒井山城守・島田越前守・豐島刑部・土屋伊豫守・加賀爪甲斐守・稻葉石見守・渡邊大隅守・喜多見若狹守・松平日向守・永井信濃守・松平修理亮・坂本內記等、其外小身の役人代官記すに及ばず。御勘氣を蒙り、或は配流斷絶、橫死衰微せらる。亦諸侯の家々にても、家老職諸役人諸國の村里にても、名主庄官を司る者の子孫、繁昌なる者稀なり。然れば奉行職等の人々は、謹んで貴賤を選ばず、理非分明に邪正を糺

し、親疎を隔なく沙汰すべし。親り正道善事を行ひし細川頼之・淺野長政・酒井・阿部・大久保家の子孫繁昌を鑑て、以て知るべし。積善の家には餘慶あり、積不善の家には餘殃ありと、豈宜ならずや。

## 淺野彈正少弼長政

長政の父は、清和帝の後胤、淺野又右衛門尉長勝とて、本尾州中村郷の住人、信長公の弓の衆なりと言傳ふ。長勝は故ありて、杉原七郎兵衛尉家利が女二人迄養ひ、一人を太閤へ嫁し、一人をば嫡男彌兵衛尉長政に妻合す。一說、長勝は杉原家利の聟と云々。杉原氏は、桓武帝の後胤、平相國の男、惟盛の嫡男を秀衡といふ。二男を伯耆守光衡と號す。是れ初めて杉原を氏とす。是より四代、七郎兵衛家利なり。其子七郎左衛門尉家次は、丹波福知山城主にて、二萬石を領す。天正十一年、丹州より江州坂本城へ移り、京都所司代を勤め、同十二癸未年九月九日卒す。五十七歲。法名淨庵と號す。其子彌平次長房は、十三歲より太閤に仕へ、播州西代尻池といふ所を別に賜はる。十六歲にて、從五位下伯耆守に任じ、豊後臼杵城、但馬豊岡城、丹波三木城等へ替城す。父の家督を嗣ぎ、太閤薨後、家康公へ屬し忠あり。慶長六年、常州新張郡小栗の庄五千石加恩、寛永六年二月四日、江府に於て卒す。五十六歲。其子伯耆守重長なり。母は淺野但馬守長晟の女。一說、長房は、淺野長政の聟なり云々。元和二年武江に於て生る。童名吉兵衛、父長房の家を嗣ぎ、寛永七年十月廿九日、從五位下伯耆守に任ず。正保元年十月三日卒す。實子なき故、竹中越中守重常が三男、帶刀重元を養子家嗣としけるが、承應二癸巳年十月十四日卒す。時に十七歲。實子なく領地歿收、嫡家斷絶す。又重長が舍弟杉原長兵衛尉長俊と號す。此妹六人あり。一は北條出羽守氏重室、二は舟越三郎四郎永景室、三は松平伊賀守忠清室、四は堀美作守親昌室、五は淺野攝津守室、六は竹中左京室となれり。

長政始め信長に仕へ、太閤と共に京都所司代たり。信長横死後太閤に屬し、江州志津ヶ嶽等、其外累に戰功拔群なる故、江州坂本城を賜ふ。是より先は、大津城主たり。其軍功忠勤諸錄に顯著す。又丹州・豫州等へ移り、官位昇進、累に加恩褒美あり。後

淺野長政家康に屬す

淺野長政幸長死去

甲州府中城へ移り、十一萬四千石を領し、五奉行の隨一にて、諸人の公事訴訟、曾て私曲なく、正直に沙汰す。是より先、長政一人の思案才覺を以て、家康公と太閤との和儀を繕ふ。太閤是を甚だ賞美あり。且長政は緣者たれば、彌底意なく諸事談話あり。太閤薨後、家康公へ志を寄せ、石田・增田等が逆意密謀を、內通する事詳なり。後關が原一戰、父子無二の御味方、大に軍忠を勵すに依つて、慶長五庚子年十月五日、十六萬石餘御加增、紀州名草郡和歌山城、都合廿七萬四千七百石を賜ふ。嫡男左京大夫幸長は、天正四年江州坂本城にて生れ、文祿元年朝鮮へ渡海し、十八歲にて軍功を盡し、太閤の御感に預かり、又石田亂の時、武勇を振ふ事、關が原記に見ゆ。慶長六年左京大夫を改め、紀伊守と號す。同十六辛亥年四月六日、父彈正少弼長政、六十五歲にて卒す。同十八癸丑年八月廿五日、紀伊守幸長卒す。時に卅八歲。幸長男子なく二女あり。一は松平越前守忠昌室、二は尾張亞相義直卿の簾中たり。因て舍弟但馬守長晟を養子として、家督たらしむ。長晟始め備中にて二萬四千石を領す。一說秀賴の小性を勤め二千石領といふ。長晟亦大坂兩度の御陣に、紀州より出張し、大に軍忠を顯し、兩御所より御感狀下され、元和五年安藝・備後兩州を賜はり、藝州廣島城に移り、都合四十二萬六千石を領し、寬永九年九月九日、四十七歲にして卒す。息光晟は、元和三年八月十三日、紀州和歌山にて誕生。幼名岩松丸、寬永四年、十一歲にて江府に下り、家光公へ拜謁し、御前に於て元服し、松平氏及光の字を賜はり、松平紀伊守光晟と號す。今考、光晟支孫たるに依り松平の稱號を賜ひ安藝守少將紀伊守を改む。是より彈正大弼綱晟・安藝守綱長侍從・安藝守吉長少將と、相續ぎ繁榮す。

評に曰、岩松丸、今度松平氏幷に御諱字を賜はり、元服任官の次第嚴重にして、御懇の上意ありし事は、岩松丸の御母公は、家康公の御女なり。始め蒲生秀行へ嫁し、二男一女を產み給ひて、秀行逝後、亦秀忠公御養女とし、元和二年、淺野但馬守長晟へ再嫁、御城より、御婚禮善美を盡し入輿。翌年岩松丸誕生。產後終に元和三丁巳年八月廿九日逝去。是に因つて光晟次男なれども、長晟の家督たり。嫡子は淺野因幡守長治此母は妾なり云々といひ、四十二萬石の內、五萬石を配分せらる。光晟の母公、初め秀行へ嫁し、儲け給ひし二男一女は、一は松平下野守忠鄕、二は

松平中務大輔忠知と號す。三は、加藤肥後守忠廣の室となり、豊後守光正を産み給ふ。是皆家康公の御孫、光晟の爲には別父同腹の連枝たり。又光晟の祖母は、武田晴信入道信玄の女、其容儀甚だ美麗なりしかば、信玄の舍弟秋山肥前守虎康養女として、家康公の妾とす。是を下山の御方と號す。此腹に三女一男あり。一は光晟の母公是なり。二は武田萬千代信吉卿と號す。是則家康公の八男、故あつて母氏武田を用ひ、信の字を稱す。然れども性得病身、勤仕叶はず。無官なれども、總州佐倉城主として、十萬石を賜ふ。後慶長七壬寅年十一月十五日、十五萬石の御加增、常州水戸城へ移り、都合廿五萬石となり、翌年九月十一日逝去せらる。時に廿一歳なり。令嗣なき故、御舍弟德川常陸介賴宣卿家督を嗣ぎ、同十一月七日入部。同十四年駿州府中城へ移り、後亦紀州和歌山城拜領にて、今に代々繁榮し給ふ。淺野家は、斯く御由緒深き事を、世人知る者稀なり。或は曰、長政・幸長は君恩を忘却し、世の變に隨ひ、御當家へ附屬せり。御當家にても、淺野父子の從屬を悦び、深く御緣を結ばせ給へりと。是皆其本を知り辨へざるの論ならん。愚、



長政・幸長の行迹を傳へ聞くに、禮儀厚く忠節を專とし、奢侈忿怒の色なく、文武の道を守り、心に智勇を含み、諸の訴を聞くに、親疎貴賤の隔なく、理非分明に沙汰せらるるとなり。何ぞ君恩を忘却せらるゝの謂あらん。唯賢君に從つて、萬民を撫で安んじ、天下靜謐を思はる。亦別に御當家にても、淺野父子の從屬をのみ、深く喜び給はん謂なし。行迹正しからざれば、御親子兄弟の間にても、其罪を糺し給ふ。又諸將盛衰の御制法を見て、考へ識るべし。總じて淺野家には、代々奇特の事多きとなり。是れ前代の積善、子孫に顯はれ來るものか。妄りに愚賤の凡舌を動して、是を評論する事、恐るゝに堪へたり。

## 伊達正宗誕生の事

奥州米澤の城下に、滿海といふ行者あり。彼れ其昔は、將軍義晴の近臣なりしが、或夜不思議の瑞夢を蒙りたるとて、數代の武家を打捨て、忽僧となつて滿海と號し、三井寺・奈良・高野等に住居し、佛敎を學び、兼ねて儒典に度り、後は深山幽谷に棲みて、

觀念行力を盡し、亦羽州羽黒山・大峯山抔に籠り、後は米澤城下に來り住す。其性正直にして慈悲深く、唯善事のみ好み、露計りも僞り飾らず。佞奸の人を見ては是を諫め、又は貧人病人あれば、殊に勞り憐れみ、福人貴人へ是を歎きて、彼が貧苦病苦を救はせ、貴賤となく人を憐むの心、赤子を勞はるが如し。國中及び他境迄も尋ね來りて、其善德に伏す。然れども老衰して、終に永祿十丁卯年八月三日巳刻、唾るが如く卒す。此時伊達左京大夫輝宗の嫡男正宗出生。然るに一つの不思議あり。其出生の時、左の手に、滿海といふ文字を握り、且右の目しひて片目なり。輝宗怪んで、城下領分等に、滿海といふ者ありやと尋ねけるに、彼滿海右の目しひて片目なるが、頃日死せりといふに、其月日刻限まで、正宗誕生と一時なれば、輝宗を始め、諸士彌奇異の思をなす。因つて其名を梵天丸と號す。母は最上出羽守義守の女にて、義光の妹なり。十四歲にして元服し、伊達藤次郎正宗と改め、其後美作守に任ず。其性正直、智勇あり和歌を嗜み、文武に達せし良將にて、武名天下に冠たり。太閤へ屬し氏を賜はり、羽柴越前守と號し、太閤歿後、家康公に歸屬し、忠を盡し、奥州六十二萬



石賜はり、慶長十三年春、松平氏を賜はり、松平陸奥州と稱し、其後從三位宰相に進み、又遂に中納言に至る。寛永十三丙子年五月廿四日、七十歲にて逝去。松島瑞巖寺に於て葬し、法名瑞巖寺殿前黄門正三位貞三利公大居士と號す。其息忠宗・綱宗綱村に至りて、今正に四代、伊達家益繁榮を見るに、是れ積善の餘慶なるをや。惡行無道、人々愼み恐るべし。

古今武家盛衰記卷第廿二終

伊達正宗誕生の事

# 古今武家盛衰記卷第廿三

十二萬石餘　京極修理亮高知

京極高知死去

人皇五十九代、宇多帝九代の後胤、佐々木左衞門尉定綱より五代、京極左衞門尉宗氏に十一世の孫、長門守高吉の二男なり。委細宰相高次の卷に記す。高知も兄高次と共に太閤に屬し、屢戰功あり。信州高遠城を賜はり、後又同州飯田城に移り、八萬石を領す。太閤薨後、石田亂の時忠戰あり。丹後州田邊城へ移り、四萬三千石の御加增、都合十二萬三千石を賜はり、丹後守と號す。後同州宮津城を築き移り居り、元和六庚申年八月、五十六歲にて卒す。男子三人あり。嫡高廣（後高政と改む）二男修理大夫高三、三男主膳正高通なり。末期、次男高三へ三萬五千石、三男高通へ一萬三千石、相殘る七萬五千石を、嫡高政へ配分の遺言し、願の通り仰付けられ、斯くて高政家督を繼ぎ、



京極高國貪慾

寬永三丙寅年八月十九日、從五位下丹後守に任じ、元和二丙辰年十二月廿五日、從四位下侍從に昇る。然れども眼病に因つて、承應三甲午年四月廿三日、或六月といふ、家督を嫡山城守高國に讓り、同十二月廿八日、隱居剃髮して安智と號し、江府にありしが、亦何國なりとも、居住心任せの御免を蒙り、京都へ上り、新黑谷の麓岡崎といふ處に、庵室を締ひ住居す。息高國は、父の讓を受けし刻、從四位下侍從に昇り、丹後守と改め、父高政氣隨私欲多く、諸人疎みたる事を思ひ、家士等に慇懃を盡し、百姓を撫育せしかば、四民遍く讃仰し、萬歲を唱へ歡抃しけるが、夫れ人、志足りては驕安く、氣盈ちては怠り易しとかや。いつの間にかは心入替り、家老用人を蔑如し、譜代舊臣の跡式役目を改め、父安智へ不孝を盡し、同胞の昆弟親族と不通義絕し、氣隨邪遊の無道人となる。剩へ家中の諸士へ過役を掛け百姓を貪り、金銀を貯へ、藏に滿つるを喜び快しとす。老臣等種々諫むれども聽入れず。內戚外戚の類葉知音入魂の輩、或は國中の寺院を以て諫言すれども可かず、父安智入道に百倍增したる惡人と、其の沙汰世上に隱なし。此事安智傳へ聞き、さればこそ我に不孝、且諸親類と不通、

種々の不行迹を盡す事を。されども父子の恩愛捨て難く、諸人を頼み、餘所知らず諫言すれども聽入れず。家の滅亡近きにあり。所詮御不害なき內に、此方より先達して言上せんと思ひ定め、寛文六丙午年四月十一日、丹後守高國の惡事一々書記し、江戸へ差上げられければ、御老中諸役人列座にて、丹後守家嗣の後、父安智に對し不孝、且つ一類中不和、幷家中の諸士領內の百姓町人迄、苛法を出して困窮せしむる次第、積惡具に演說あり。領地歿收せられ、高國は南部大膳大夫重信へ御預け、高賴は藤堂大學頭高次へ御預けの旨、小笠原山城守長賴申渡さる。是に依つて丹後守をば、松平備後守政元・荒木十左衞門元知、同道して退出す。此時息近江守は病氣故、出座せず。其後丹後守男女の息、處々へ御預け、

二男萬吉七歲　備前少將松平新太郎光政へ
三男木工之助五歲　因幡少將松平相模守光仲へ
四男松之助三歲　伊達遠江守宗利へ
女子二人一は於犬十九歲　一は於乘十六歲　松平龜千代綱村へ預け給ふ



抑安智は、池田三左衞門尉輝政の聟なり。輝政の室は、家康公の御女、督姫君と號す。此御腹に生れ給へるが安智の室たり。亦丹後守は、陸奧守正宗の聟なる故、斯の如く御預けなり。

其後丹後守・近江守父子へ御扶持方として、米三千俵づつ賜ふ外に、自分の金子の內、丹後守へ五百兩、近江守へ二百兩、遣金として下さる。偖宮津城請取として、上使は青山大膳亮幸利、御目付は黑川丹波守正直・能勢治左衞門賴宗・西尾藤兵衞尉某仰を蒙り、本丸は松平若狹守康信、二の丸は松平主殿頭忠房、三の丸は小出伊勢守吉重是を請取り、若狹守・主殿頭・伊勢守宮津を發足以後、在番は本丸・二の丸は水谷左京亮勝宗、三の丸は九鬼長門守隆昌へ仰付けらる。斯くて各城請取り、金銀等をも改められ、御勘定衆へ引渡さる。偖高國は南部へ預けられ、奧州森岡城の邊に蟄居。延寶三乙卯年十二月廿四日卒す。同八年八月廿日、嫡近江守及び兄弟殘らず赦免あり。此時近江守高賴も、同九月廿五日、陸奧守綱村の領所常州龍ヶ崎迄參着せしが、世の中是迄とや思はれけん、願を達し、相州鎌倉に到つて幽居せらるとなり。又高岡の

舍弟信濃守高勝は、寛文七年に召出され、同年十二月廿七日、御扶持方として、五千俵賜はり、高勝死後、息采女正高重家を嗣ぎ、專ら勤仕す。

安智入道高政の弟修理大夫高三は、父高知より三萬五千石の配分を受け、丹後田邊城を領し卒す。息飛驒守高仲家を嗣ぎ、寛文三癸卯年正月六日卒す、遺言の願に因つて、同三月廿五日、嫡六丸高盛へ三萬三千石、二男兵部に二千石配分す。同年十二月廿八日、高盛從五位下伊勢守に任ず。同八戊申年五月廿一日、但馬州豐岡城へ移さる。引料金二千兩を賜ふ。

高三が弟主膳正高通も、父高知より一萬三千石の配分を受け、丹後丹波郡岸山といふ所を領して卒す。是も遺言の願に因つて、二男伊織・三男左門へ千石づつ配分、殘る一萬千石を、嫡右近高供に讓る。高供には、寛文七丁未年十二月廿八日、從五位下主膳正に任じ、延寶二甲寅年二月廿八日卒す。五十二歲。息隼人家を嗣ぎ、同十二月廿七日、從五位下備後守高明と受領し、專ら勤仕す。

## 四萬五千石　山崎虎之助

山崎甲斐守家治の長男にて、志摩守家俊が孫なり。家俊は、參州御居城の時より、天下平均の時迄、屢戰功を盡す故、備中成羽城五萬石を賜ふ。寛永十八年讃州丸龜へ移り、新に城を築き居り、死後嫡甲斐守家治家督たり。亡父遺言の願に因つて、弟勘解由に五千石配分す。家治卒す。息虎之助家督、早世す。令嗣なき故、舊領歿收。其後備中成羽にて五千石を伯父勘解由に賜ふとなり。

一說に、志摩守家俊は、始め山崎右京亮定勝といひて太閤に仕へ、一萬石領し、石田亂の時、勢州津城を攻拔き在番せしが、關が原破ると聞き、城を捨て逐電す。其後如何なる故にや、御當家へ屬し、志摩守家俊と改むといふ。亦右京亮は、志摩守が兄にて、其迹は斷絕せりともいふ。

## 六萬石　松平石見守輝澄

松平輝澄死去

輝澄は、池田輝政の三男、母は家康公の御女、故に松平氏を賜ふ。慶長十八年兄武藏守利隆六萬石を配分。是れ輝政遺言の願に因つてなり。故に播州佐用郡を領し、元和九年從五位下石見守に任じ、寛永三年八月、從四位下侍從に昇る。同十七年、仔細あつて御勘氣を蒙り、領地歿收あり。然れども息能登守政直へ、新規に一萬石を賜ふ。父輝澄は、剃髮して石入と號す。寛文二年四月十八日、五十九歳にて卒す。政直は同五年乙巳十二月六日卒す。時に卅二歳。實子もなく、兼て養子の願もなき故、領地歿收あるべき處に、御由緒ある筋目を以て、舍弟兩人を召出され、松平九馬之助政武に七千石、同庄左衞門尉政雄に、三千石を分ち賜ふ。

## 七萬石　一柳監物丞直盛

直盛は、一柳市助直末が弟にして、伊豫王子の後胤、河野四郎通信十八代の末孫、河野市太郎藤原通直が孫なり。通直始め美濃へ來り、土岐氏に仕へ、鞠を以て其名世に著し。土岐是を愛し、一柳氏を授け、源姓を與へて一族とす。其孫市助直末が時、

一柳直盛死去

土岐家歿落するを以て、市助は信長に屬し、後太閤に仕へ、天正十二年、濃州竹が鼻城主不破源六を水攻にして是を拔く。時に直末を竹が鼻城主とし、三萬石を賜はり、凱陣後、從五位下伊豆守に任ぜらる。同十八年小田原攻の時、直末諸軍と共に、山中及び畑城を攻拔き、大に武勇を振うて戰死す。太閤甚だ感じ、其戰死を惜み、令嗣なきを愍れみ、弟直盛を家督として、從五位下監物丞に任ぜらる。太閤薨後、石田亂の時、大に忠戰を盡し、勢州神戸城を賜はり、四萬石の御加增、都合七萬石を領す。大坂兩度の御陣へも供奉し、後卒す。二子あり。嫡丹後守直重・二男美作守直則と號す。直盛末期に上願すらく、臣本國豫州、先祖累世彼國を領す。願くは兄弟の子供へ、豫州に於て然るべく領地配分拜賜せんことを言上す。則ち遺言に任せ、嫡丹後守には、豫州新庄郡西條にて三萬五千石、二男美作守には、豫州川上にて二萬石、播州小野にて一萬五千石を賜ふ。偖丹後守直重卒して二子あり。嫡監物直興・二男半彌といふ。是も亡父直重遺言の願に因つて、二男半彌へ五千石配分あり、嫡直興は家督を繼ぎ、禁裏御普請の手傳を仰付けられ、已に成就しければ、總奉行と共に休

息の御暇を賜はり、其後禁裏御移徙の時、御普請中の諸奉行諸役人を悉く京都へ召され、御祝儀を賜ふ。此時監物御請の次第悪く、其上御普請中不行迹甚しく、殊に家士國民に苛法を出し困窮せしめ、私欲深き事、一々上聞に達せしかば、寛文五年七月廿九日、直興を評定所へ召され、御老中列座にて積悪申渡し、領地歿収。其身は、松平加賀守綱利へ御預けなり。

直盛が二男美作守直則は、豫播二州にて、三萬五千石を領し、豫州川上に城築きの願を達せしが、事成らずして病死す。一女あり。是に因つて末期に及び、小出伊勢守吉親が二男宇右衛門直次を聟とし、家督相續を願ふ。然れども兼々此儀言上せず、末期の願宜しからずとの仰にて、領地歿収せらる。併し乍ら其遺言をも愍み給ひ、小出宇右衛門へ、新規に一萬石賜はり、一柳の名迹を繼がしめらる。

私に曰、當時一柳土佐守直好は、宇右衛門が孫なり。又一柳半彌家は、當時權之允なり。

## 二萬石　日根野織部正吉明

父織部正高吉は、太閤に仕へ屢軍功あり。殊に小田原合戦に軍忠を勵まし、信州高島城二萬八千石を賜ふ。太閤薨後、御當家に屬し、卒後子吉明家を嗣ぎ、從五位下織部正に任ず。慶長十六年故ありて所領減じ、一萬五千石となり、野州壬生城へ移る。寛永十八年五千石御加增、豊後府内城へ移り、萬治元戊戌年卒す。男女の子なし。領地歿收。

## 二萬石　水野信濃守元知

元知は、備後守元綱の男なり。先祖由緒は人遍く知る故、爰に記さず。元綱代に、上州碓氷郡安中の古地二萬石餘を拜領し、老衰に及んで隱居。寛文四年十月廿六日剃髪、法名道要と號し、家を信濃守元知に讓る。元知は、水野監物忠善の聟、智仁深き將なりしが、其内室性得嫉妬深うして、毎に元知を疑ふ。或時元知、百日の御暇賜はり、

安中へ赴く。其跡にて、或者内室へ讒すらく、殿は安中にて、美人數多抱へ置きて御寵愛あり。君の御事は、露程も思召し出し給はずなど申しければ、内室是を聞きて彌憤り、後信濃守參府あり、其夜奥方へ入らるゝ處を、内室守刀（一説には長刀といふ）を以て、覺あらんと詞を掛け是を斬る。然れども薄手にて命には恙なし。元知は奥方といひ、殊に夜中聊思寄らざる事故大に驚き、表へ走り出でらる。是を見て内外の男女、周章騒動斜ならず。

一説に、信濃守淫亂にて、下屋敷に美女大勢抱へ置く。偖參府の夜、彼下屋敷に一宿あり。翌日内方室のへ見舞はる。内室是を憤り、我は監物の女なり。たとひ惡女にて心に深からずとも、參府せられば、先づ此方へこそ見舞るべきに、私妾共を第一とし、我をば世上の禮儀迄に、只今見舞はるゝこと法に背けり。都て私用を重んじ、本末の禮儀を辨へざる人なれば、必御勘氣を蒙られなん。又夂監物此を聞かば、早速不義を告げざると、吾身勘當せられん。所詮斯る不義の人をば斬殺し、我も自害し死なんには如かずと思案して、切らるると云々。

此旨忽ち上聞に達し、信濃守亂心の様に言上する故、寛永七年八月領地歿收して、水野出羽守忠職へ御預け、信州松本へ配流せらる。（私に曰、信濃守、并に内室の善惡始終の事、元知の息召出されし次第、遠慮の事ありて態と記さず。）

伊勢新九郎今川に仕ふ

## 三萬石　北條出羽守氏重

氏重は、桓武帝の後胤、伊勢伊豫守が末孫、足利將軍家に奉仕し、數代伊勢守と號しけるが、將軍の威勢漸く衰へ、立身あるまじき事を察し、伊勢守氏茂代に京都を出奔し、勢州に赴き、伊勢新九郎と名を改め、蟄居しけるが、天下擾亂の最中なれば、武者修行して諸國を回り、明君に仕へ身を立てんと欲す。爰に駿遠參三州の大守今川刑部大夫の妾は、氏茂が姉なりしかば是を頼み、今川家へ仕へ、頻に立身して、長祿二年豆州韮山城主となる。其後同州堀越城の御所茶々丸殿を攻落し、是より伊勢氏を改め、北條と稱す。委細北條家譜に見えたり。偖明應三年、相州小田原城主大森筑前守實頼を、謀を回らし攻落し、此時より小田原城へ移り居す。是より先剃髪して、

北條早雲死去

北條氏茂入道早雲宗瑞と號し、武威大に關東に輝き、終に伊豆・相模を手に入れ、文龜三年に卒す。其子左京大夫氏綱家督を繼ぎて、武州・房州を攻取りて卒す。其子左京大夫氏康の時、既に關東八州悉く伏し、猛威大に震ふ。氏康の舍弟上總介綱成は、故ありて福島を氏とし、相州玉繩に居城する故、時の人是を玉繩殿と稱す。其後武州川越城夜軍して、亦北條氏と改復す。此綱成の指物は、地色を黃にして、八幡宮と書き、是を差して、數度の合戰に武勇を振ひ、勝利を得るを以ての故に、敵味方共に此將を地黃八幡と異名して、甚だ怖る。綱成卒し、其子常陸介氏繁家督を繼ぎて、北條出羽守氏重と號す。寬永十七年一萬石御加增、總州關宿城に移り、正保元年二千石御加增、駿州田中城へ移り、程なく亦慶安元年五千石御加增、遠州掛川城を改め賜はり、凡て三萬石となり、萬治元戊戌年十一月朔日病死。男子なし。女子一人あり しが、是は存生の內、土方木工之助雄氏へ嫁す。是に因つて領地收あり。諸道具は皆息女に賜ふとなり。

## 六萬五千石　池田出雲守長當

長當は、池田備中守長吉の嫡男にして、紀伊守信輝入道勝入の爲には孫なり。父長吉は、石田亂の時、兄輝政と共に向ひ、江州水口・勢州龜山等の諸城を拔降し、其外忠節あり。平均後、因幡州鳥取城六萬石を賜はり、元和元年大坂御陣にも戰功あり。同三年、五千石御加增、備中松山城へ移り、寬永九年四月十日卒す。息出雲守長當家督たりしが、同十八辛巳年九月六日卒す。實子なく、此家終に斷絕す。

私に曰、長吉の戰功智略、且つ勝入輝政の忠節は、諸錄に顯著故是を略す。

二萬石　羽柴壹岐守正利
三萬石　町野長門守幸和
三萬石　織田上野介信勝
一萬石　脇坂甚五郎安信

一萬五千石　本多主膳正

一萬千石　山岡主計頭政家

一萬石　近藤石見守信用

一萬二千石　成田越前守

一萬八千石　皆川志摩守

一萬四千石　野地美濃守

一萬四千石　來島丹波守常春

一萬石　宮城越前守和甫

一萬石　新藤七郎右衞門

右の人々、領地歿收、或は減少、或は遠島追放せらる。其仔細、且先祖子孫の事、其說區々にして分明ならざる故記さず。



一萬石　長谷川式部少輔守知

守知父源三郎入道宗仁は、本信長に近仕し、天正十年六月二日、明智光秀、本能寺に於て信長を弑す時、宗仁忠戰して、翌三日仔細を太閤へ注進す。太閤此時毛利輝元と對陣ありしが、驚きて上洛あり。山崎に於て、光秀既に誅に伏す。依つて長谷川に一萬石を賜ふ。宗仁死後、子式部少輔守知家督を嗣ぎて、石田亂の時、御當家へ屬するを以て、本領安堵して卒す。子三人あり。嫡子縫殿助正尙に七千石、二男三左衞門尉守勝に三千石、三男小兵衞は幼少なれば、正尙に預けたき旨、遺言の願に任せらる。嫡正尙子なき故、弟小兵衞を養子とし、七千石を讓りて卒す。小兵衞も程なく早世する故、領地歿收。二男守勝は、卒後其子五左衞門尉秀明、家督を嗣ぎ卒す。其子三左衞門尉家を嗣ぎて、今專ら勤仕す。

一萬八千石　大島久吉郎某

父は、大島彌三郎とて、老衰に及んで卒す。久吉郎家を嗣ぎて早世す。時に十四歳云々。仍つて所領歿收あり。然れども久吉郎が叔父大島茂兵衞を召され、新規に五千石賜ふ。其子茂兵衞が時、遺言の願に因つて、二男久左衞門に千五百石、三男平八郎に五百石配分。嫡子雲八郎は、伊勢守に任じ、後肥前守に改め專ら勤仕す。

## 二萬石　竹中采女正重次

父は竹中源助重信とて、太閤に仕へ、一萬三千石領せしが、石田亂の時、忠あるを以て七千石の御加增、豐後府內城を賜はり、從五位下伊豆守に任じ、卒す。采女正重次家を嗣ぎ、長崎奉行を司りしが、武士に似合はざる私曲の事甚だ之あり、一々上聞に達し、所領歿收して、江戸に於て生害仰付けらるとなり。

## 三萬石（異本作二萬五千石）　本多大隅守忠繼

忠繼は、正信の次男にて、上野介正純の舍弟、野州壬生城主なり。仔細あつて、家人の爲、栗橋に於て弑せらる。甚だ不埒の事故、所領歿收。此の事遠慮あつて態と記さず。

## 二萬六千石　桑山加賀守晴行

晴行は、伊賀守晴貞が嫡男、修理亮晴直入道治部卿法印の孫なり。代々和州御所といふ所を領す。晴行病死の節、幼少の男子有之、家督を願ひ仰付けられしが、程なく早世故、所領歿收。然れども晴行舍弟主水を召出され、千石を賜ふとなり。

## 一萬三千石　富田越後守某

富田、始め山崎六左衞門といふ。信長に仕へ三千石を領し、弓大將たり。天正十二年、越中國主佐々內藏助成正と共に、末盛の城を攻むる時、一番鎗を突き勇を振ひ、一萬石の加增を賜ふ。後太閤に仕へ、故あつて山崎氏を富田と改め、從五位下越後守に任ず。中條流の兵術の名人なれば、秀忠公、御所望あり御家人とし、江戸へ召

して、其劒術を御覽あり。最妙なるを甚だ感じ給ひ、後御師範となし、專ら勤仕しけるが、御前に於て不義の惡行ありて、所領忽ち歿收して追放せらる。

## 四萬石　片桐出雲守孝利

片桐の先祖は知らず。孝利が父は、片桐助作直盛とて、本太閤の馬廻の士にて、千石領しけるが、天正十一年、江州志津が嶽軍に、柴田勝家の總旗頭拜鄕五左衞門といふ無雙の大力の勇士、太閤の先手を八方へ打破り、其後十三段の備をも突崩す。時に七番に備へたる石川兵助、十文字鎗を取つて突いて懸り、暫く戰ひけるが、拜鄕其儘石川を突伏せ首を取る。是を見て片桐助作は、八番に備へ居しが、一文字に馳せ來り、拜鄕と戰ひ終に突落し、其首を取つて獻る。太閤感賞淺からず、卽五千石の感狀を賜はり、其上八番に備へて、七番の石川が敵を討取りたりとて、七本鎗の內とせらる。凱陣後市正と改め、諸大夫に任ず。是より累に加增、二萬石迄に至る。太閤薨後、故あつて家康公へ志を通ず。秀賴是を不審し、一萬石の加增あり、片桐、家康公



の聞を恐れて、辭退して受けず。家康公此事を聞召し、一萬石の御加增を賜ふ。是を聞きて、大坂にて、片桐を害せんと巧む故、大坂を立退き江戶へ來る。元和元年大坂亂の時は、片桐病氣にて出陣せず。終に同年五月廿八日卒す。委細難波軍記に見えたり。息出雲守孝利、家督として兩度御加增あり、後卒す。令嗣なき故、所領歿收せらる。併し乍ら其弟半之允に、三萬石を賜ふと云々。

古今武家盛衰記卷第廿三終

# 古今武家盛衰記巻第廿四

## 五萬石　青山伯耆守忠俊

忠俊は、大職冠の末裔、青山喜太夫忠門が孫、播磨守[初號二常陸介一]忠成が長男、幼字藤藏と號す。家康公參州御在城の時より、父忠成と共に諸國の戰場に向ひ忠を盡す。中にも天正十八年小田原軍の時、大に功あり。關八州御領の時、御書院番組頭となる。慶長十乙巳年秀忠公御上洛の供奉す。是より先、文祿元壬辰年、秀忠公の御前に召され、藤藏を藤五郎と改めらる。此時十四歳。慶長十五戊戌年十一月十七日、從五位下伯耆守に任じ、御書院番頭となる。元和元年大坂再亂の時、無二の戰功を勵まし、御加恩蒙り、同六年召されて、御直に五萬石の御朱印を賜はり、武州岩付城主となる。彼城は江戸御城の根城なり。數年忠節を盡す故、之を賜ふ。猶宜しく忠勤を



青山忠俊
酒井忠世
土井利勝
等家光を補佐す

抽んずべきの上意あり。諸人其榮を羨み歎ず。是より先、父播磨守は、慶長十八癸丑年十二月廿日卒す。江戸青山宿梅窻院に葬る。法名圓相院殊光道的と號す。忠俊は、元和元年九月、家光公の御守に附けらる。同日酒井雅樂頭忠世・土井大炊頭利勝も一所に召され、家康公の上意に、今日より汝等三人を、竹千代に附くべき旨、將軍予に内談なり。將軍の底意は、雅樂を後見に備ふべしとの事ぞ。仁を以て成育すべし。大炊は智を以て諫めよ。伯耆は勇を以て守立てよ。共に和同して是を補佐すべしと、三將謹んで奉命す。是より酒井は、何事も威儀嚴重に詞少なく、竹千代君御前にても、利勝・忠俊共に手を束ね、是が爲に座配を改めらる。偖青山忠俊は、然るべからざる御事などある時は、自ら刀脇指を次へ投出し、大膚脫になり、御膝の上に這上り、臣を御成敗あつて、御心を直し給へといふ事度々なり。又土井利勝は、至つて御氣合、何事も御心易く、兩將退出の時は、其後にて唯面白く酒など進め參らせ、顏を悅ばしめ、從容に是を諫めて、伯耆が度々言上する儀、道理至極なり。此事を雅樂頭などが承り候はゝ、如何存ずべきやらん。唯々伯耆が詞に隨はせ給ふべしと申

青山忠俊死去

すにより、竹千代君も、伯耆守をば憚り給へて、何事も僉御許容あり。斯く三將志を合せ、輔佐し奉るに因つて、御成長に隨つて、明將軍とならせ給ふ。世人皆、家康公の御識量を歎伏す。斯くて元和二年四月十七日、家康公薨御、同八壬戌年四月、七回忌たるに依つて、同十二日江戸御發駕にて、秀忠公日光へ御社參。此時忠俊の居城岩付に御旅宿、種々御褒美、御懇厚の上意を蒙る。翌十三日御進發あり。然るに寛永二乙丑年十二月、仔細あつて御勘氣を蒙り、所領歿收せられ、忠俊幷息宗俊、共に遠州小林鄕平木村内藤彌一右衞門といふ者の處へ配流。同九壬申年、同州今泉村へ移り、蟄居すれども御宥免なく、同廿癸未年四月十五日、今泉に於て卒す。時に六十六歳。火葬して法名泰雲院春室宗信と號す。骨は紀州高野山に送り、石塔は京大德寺の芳春院に立つ。程もなく息宗俊召出され、始めて三千石を賜はり、御書院番頭となる。此年駿河大納言殿生害あり。駿州府中城在番は、宗俊初番なり。是より前、元和八壬戌年十二月、從五位下因幡守に任ず。正保元甲申年五月廿三日、大番頭となり、慶安元戊子年閏正月十九日、新規に三萬石賜はり、信州小室城主となる。時に

青山宗俊死去

宗俊四十一歳なり。此時家光公、因幡守を御居間へ召され、父伯耆守忠臣たる事、漸に今思合せらる。汝も父が我に仕へし如く、又竹千代家綱公の御事時に七歳に仕へよ。誠に伯耆が配所にて死去、不便の次第なりと御涙を催し、甚だ哀惜し給ふ。既にして亦寬文二壬寅年九月十五日、二萬石御加增、大坂御城代仰付けらる。同九己酉年十二月、江戸へ召されて四品に進み、御懇親の上意を蒙り、手づから御褒美様々賜はり、且御廉中へも召され、御盃御褒美數品賜はり、御慇懃の仰あり。宗俊感泣して退出、大坂に赴く。老衰して、御城代役御免を願はるゝに因つて、延寶六戊午年六月十日、稻葉美濃守正則を以て、御免の旨仰遣さる。同年八月十八日、本高五萬石にて、遠州濱松城拜領。翌七己未年二月十五日、江戸に於て卒す。七十四歳。品川東海寺地中臨川院に葬す。法名蟠龍院義邊寸忠と號す。私に曰、宗俊、寬文二年より延寶六年迄、大坂在番、凡て十七年か。將軍家、其死去を悉くも御憐惜あり。嫡和泉守忠親家督を嗣ぎ、後忠雄と改む。性得病身にて、貞享二乙丑年八月八日卒す。齡卅五。是も臨川院に葬り、法名凌松院高巖淨潤と號す。實子なき故、弟喜太夫忠重幼名冬松を養子とし、家督遺言の願に因つて、忌明けて同

十月、忠重に家督仰付けられ、従五位下下野守に任ず。其の後其弟左衞門を、下野守養子に仰付けられ、元祿二己巳年十二月廿七日、従五位下筑後守に任せらる。今専ら勤仕す。

## 駿河大納言忠長卿

駿遠兩州五十五萬石餘の大守、従二位權大納言源忠長卿は、秀忠公の御二男、家光公同腹の御舍弟、童名國千代丸、又國松丸と號す。幼うして穎悟秀發、秀忠公御寵愛甚しく、又家光公は、御幼少の時は、甚だ柔順にて御遠慮深く、其上御病身なりしかば、天下は國千代君へ譲らせ給ふべき御覺悟にて、或時家康公へ御對話あり。竹千代丸は、天下を治むる質に非ず。國千代は大將の器なり。然らば天下をば、國千代に御傳へあるべきやと仰せらる。家康公宣く、嫡を捨て、庶子へ家を譲る事、其適子嗣ぐべき器量なき時、止む事を得ざればなり。嫡子の性質大形ならば、是を立つる事、是れ古今不易の法なり。嫡子に家を譲りては、其子縱ひ不所存にても、父に惡名なし。庶子に譲りて不所存なれば、父に惡名を得。又適子の所存により、家を譲らざる前に、惡事をする事あり。武田信虎抔が事にて考ふべし。父子の間は、唯骨肉一體の事を忘れず、大身程、父子疎からざる樣にして、心に叶はざる事あらば、面談にて密に諫むべし。遠慮して人を以て諫むる時は、却て違戻出來て、必ず惡事となるものなり。予今竹千代丸を視るに、後必ず明將軍とならん。國千代に世を譲らん事、勿體なしとある故、家光公御譲を受け給ひ、後果して明君と仰がれ給ふ。東照神君の御識鑒の程ぞ淺からね。或人曰、家光公は、家康公の御一言に因つて、御譲を受け給ふ故、御恩德の深きを思召し、我百年の後も、廟を共にすべし。未來永劫迄も御膝を離れずを毎に宣ひし故、爲後日光へ移し奉ると云々。去程に秀忠公は、仰に任せ、家光公へ御代を譲らせ給ふ。國千代君には、元和三年初めて信州小諸城十萬石賜はり、翌四年十萬石御加增、甲州を賜はり、府中城に入り、同六年庚申八月廿二日、參議從四位下に敍任し、左近衞權中將を兼ねらる。是より前少將殿と稱す。同九癸亥年七月廿七日、從三位權中納言に昇り、其後駿遠兩州幷甲州の內、共に凡て五十五萬石を賜はり、駿州府中の城に移り、寛永二丙寅年八月廿日、權大納言に進み、從二位に昇られしかば、天下の諸侯尊敬す

徳川忠長亂心

る事、偏に將軍に齊し。是に因つて西國・中國・上方邊の大小名は、參勤にも先づ駿府へ至り、諸品を獻じ拜謁し、御暇申上げ、其後江戸へ赴く程の威光なり。然れども天下の讓を受けざる事を口惜しく思はれ、密々謀叛の企ありしが、其性短慮故にや、程なく亂心せらる。忠長卿の簾中は、織田兵部大輔信昌の姉にて、內大臣信雄の孫女、江戸竹橋の內に屋形ありければ、是を北の丸殿と號す。忠長卿生害の後は、飾を下され、松光院殿と申しけり。抑忠長卿亂心せられしを、諸人普く知る事は、寛永七庚午年十一月五日、諸士を殘らず召して、當地淺間山に、猿夥しく棲むと聞及ぶ。近日彼の猿狩して興を催さん。汝等亦狩場の用意し、其刻限を相待つべしと申されければ、諸士皆呆れ、互に目と目を見合せ、閉口して答ふる者なし。時に朝倉筑後守宣重、鳥井淡路守成行一同に詞を揃へ、臣等承る。彼山は、往古より殺生禁斷にして、是を犯せば、富士權現罰し給ふと。此思召立止り給ふべしと。忠長卿是を聞きて、汝等が所存非なり。是我領地にして、權現の地にあらず。權現何ぞ我地を咎めんや。家人はいふに及ばず、領分の諸民へも、此旨速に相觸るべしと、氣色を損じ座を立たれ



ければ、重ねて諫むる者もなし。當日寛永七庚午年十一月十一日と定まれば、士民共に數萬人、彼山に分入り、宵より一手々々に人數を配り、諸手一同に相圖を定め、喚き叫んで狩る程に、猿一千二百四十餘を殺す。忠長卿甚だ悅び興に入り、快しとて、暮に及んで歸城す。然るに其路次にて、如何なる故にや、興の內より小刀を拔き、興舁きぬる男の臂を突かれければ、大に驚き、興を捨てゝ逃走る。忠長卿怒りて、其者誅すべしとありしかば、供奉の輩追懸けて殺す。是手づから人を殺すの始なり。誠に權現の御祟ならんと、諸人さゝやき恐る。是よりして亂心あり、近習外樣の罪なき者を刺殺し斬殺して、快しと慰まる。又奥方へ入る時は、女中を打擲し、且不義を行はる。是多くは酒興故ともいふ。同年十二月廿一日には、鷹野に出でられしが、其日物數なく無興なりしに、剩へ天曇り風烈しく、寒氣甚しかりしかば、近所の小き寺院へ入り、暫く休息あり。此時小性小濱七之助は、馬に乘り乍ら、忠長卿の目通り一町餘脇を馳せて、彼寺に來りければ、忠長卿、七之助に燒火せよとありければ、住僧是を聞きて薪を出すに、頃日雪降りて濡れたる故、七之助氣を揃き燒きけれども、煙

立ちて、火會て薪へ移らざれば、圍爐裡へ臨んで火を吹きける處を、忠長卿脇指を抜き、小濱が首を爐中へ斬込まる。是薪濡れ火燃えず、煙甚しきを怒らるゝ故にやと、皆人忍びて涙を流す。忠長卿は、徒目附に命じて、其死骸を片付けさせらる。清水八郎右衞門當番なりしかば、前に出で其死骸を俵に入れ是を出し、且穢を掃除す。忠長卿又清水に命じて、火を焚かしむるに、煙彌立ち燃えざりしかば、すは清水も只今誅せらるゝにやと思ふ處に、此度は何事もなく、終に歸城あり。斯く科なき輩を、不時に殺さゝる事數を知らず。惡行一々上聞に達し、頓て所領没收、御勘氣を蒙り、甲州に逼塞せらる。其頃大相國秀忠公は、御不例重く、諸醫手を拱きければ、家光公は、忠長卿の逼塞を憐れみ給ひ、度々御免を御訴訟あれども、御許容なし。又或時家光公、御直に言上ありけるは、今度の御病惱、甚だ重く見えさせ給ふ。あはれ大納言御勘氣御免ありて、御病中の御目見御許容し給へかしと再三宣ひければ、秀忠公御涙にくれ給ひ、兎角の御挨拶はなく、枕箱より一通の文を取出し、是を見らるべしとて渡し給ふ。家光公御覽ありて、何の御一言もなく、其より後は、忠長卿の御訴訟なし。





彼一通は、秀忠公へ、忠長卿より自筆の訴狀なり。其文辭、或人密に語りしは、駿遠兩州の所領不足なり。併し乍ら右の所領高にても、五畿内にて賜はり、大坂城を御預け下さるべし。さなきに於ては、將軍を恨み奉るとなり。斯樣の訴訟を甚だ怒らせ給ひ、御對面もなき上に、惡行日々に長せしかば、終に御勘氣を蒙り、甲州へ押込め置き給ひしが、頓て寛永八辛未年九月、上野高崎城主安藤右京進重長に預けらる。忠長卿は上州に赴き、憂日數を送り、種々の術を盡し訴訟あれども、御許容なく、剩へ日頃の積惡、追々に露顯せしかば、御勘氣彌重く、翌九年壬申十一月六日、高崎大進寺に於て終に生害を遂げらる。生年廿九歲。法名慶芳院殿時徹曉雲と號す。

評に曰、忠長卿は、幼少より穎悟發明、既に天下の御讓もあるべき程の器量なりしかば、官位從二位亞相迄に昇進あり、大祿を領せらる。後々さぞ良將たらんと、貴賤思望せしに、盛年にして生害を遂げられしぞ、天魔の所爲ならん。逝去の前年、不慮の珍事あり。其故は寛永八辛未年九月十九日、關東筋大洪水、人畜溺死すること數を知らず。其上雜說ありて、諸人遍く騷動し、同廿三日、武州忍・熊谷・本庄・

佐野・館林等にて、未の上刻一同に周章す。其日は館林の町市立ちて、近郷隣里より諸民群集しけるが、誰いふともなく風説し、當城主榊原式部大輔は、故あつて江戸に於て害せられ、館林へ討手として、大名數輩相向ふ。大手へは井伊掃部頭直孝、川股の渡より、搦手へは永井信濃守尚孝、佐田川の渡を越え、只今是へ押寄する。奥平美作守は、案内者として先陣に進むと、流言するに因つて、前後不覺に騒動す。此時を得て、盗賊、財寶雜具を奪ふ。城中には、今更斯る事あるべしとは思はねども、各面々に持口を堅め、武具を着し武器を取つて是を守る。是より前、足輕大勢遣はし、佐田川と川股の邊を見せけるに、彼者共頓て走り來り、敵已に寄せ來ると見え、旌旗夥しく遠方に靡くといふ。又樵夫共馳せ來り、敵山々に屯居して、我等を殺さんとする故、漸く逃れ來れりと告ぐる者多ければ、城兵聞きて彌周章し、手配を定め役所を護り、今や寄すると待ち居たるに、未の下刻に至りて、何となく鎮りぬ。是天狗の所爲なりと云々。旌旗夥しく、且又大軍寄せ來るを、正しく見たる者多し。偖一人も殺されたる者もなし。騒動せし事、巳の刻より未の刻まで、三時の間なり。館林のみにあらず、笛吹峠より此方板橋まで、同時に混動す。是れ只事に非ず。如何なる凶事出で來らんやと、諸人堅睡を飲み不審せしに、翌年忠長卿生害あれば、斯る前表にやと言合へり。忠長卿既に生害あれば、家士及び寶物屋形迄散亂して、榮盛忽ち衰廢す。其頃或人、武州品川へ行き、町端れの大なる門を、不審に思ひ詠め居ける處へ、八十計りの老人來りしかば、此門は何の頃より立ち、誰人の爲にか立てられたるにて候やと問ふ。老人答へて、此門は、昔我等若かりし時、上總介忠輝君の御門なりしが、故あつて御家滅び、今信州諏訪の御住居。其後駿河忠長君の御門となりしが、御悪行故、是も御生害あり。其御門を今爰に移して、品川の辻門となる。是往還の旅人に見せしめんとの事ならん。されば忠輝卿は、秀忠公の御舎弟、忠長卿は家光公の御舎弟なれば、此兩君、斯くの如くなり給はんとは、誰か思はんや。然れども其親みを頼んで、奢の餘り道に背き給ふ故、忽ち自滅し給ふ。其親疎隔なき御政道を、天下に示し給ふならん。此門を見て、心あるの貴賤、深く其身の涯分を識悟すべしと語りければ、是を聞く

鳥居元忠戰死

者、感涙を催しけり。

## 三萬八千石　鳥居淡路守成行

成行は、甲州都留郡谷村城主にして、忠長卿隨一の老臣たり。父は土佐守成次、字久五郎と號す、祖父は彦右衛門尉元忠なり。元忠は、家康公に從つて、參州半御手に入りし時より、數度忠節を盡せし後、石田亂の時、伏見城御留守を預り、忠戰して是に死す。委細參河記に見ゆ。家康公是を御憐愍あり、息久五郎成次を深く御稱美にて、後忠長卿へ甲州を賜はる時、成次を召して、忠長は若年なれば、國政都て覺束なし。是に依つて汝を諫言の臣に附けらるべしと、將軍予に內談なり。影身に添へて、國千代を輔佐し、善く諫めて不義なからしめよ。若し汝が諫言を用ひずんば、直に將軍へ訴へよ。必ず怠る事なかれと、御懇の台命あり。高三萬八千石とし、郡內の城を賜はり、從五位下土佐守に任せらる。成次恩を謝して、忠長卿を輔佐し諫めしかば、國家善く治まり、忠長卿の威光輝き、やがて駿遠兩州拜領あり。然るに成次重病を受け、醫藥驗



を失ひて、終に死去しければ、其子久五郎成行を秀忠公召され、家督を嗣がしめ、汝又父成次が如く、忠長を輔佐すべしとて、從五位下淡路守に任せらる。然れども此年より、忠長卿俄に放逸驕奢になり、老臣近臣の諫を聽かず。鳥居亦若年故、其短氣威勢に恐れ、強く諫むる事能はざりしかば、大納言殿、彌憚る處なく惡行募り、遂に御勘氣を蒙る。此時淡路守も所領沒收せられ、逼塞仰付けらるゝ旨、井上河內守正則演說す。正則の內室は、淡路守が姉なり。此の故に成行が不屆委細を、河內守へ仰渡されしとなり、

## 二萬五千石　朝倉筑後守宣重

宣重も、遠州掛川城主にて、忠長卿の老臣、字藤十郎と號す。土井大炊頭利勝の姉聟なり。先祖は景行帝の後胤、日下部朝倉下野守貞景なり。貞景は朝帝に仕へ、文明三年始めて越前を拜領し、北の庄に住居して卒す。法名英林寺と號す。其嫡男を朝倉右衛門六夫景高、次男を彈正左衛門尉孝景と號す。孝景の嫡子は、則ち左衛門督

義景とて、信長と國を諍ひ、天正元年八月廿日、終に從臣の爲に弑せらる。委細朝倉記に見ゆ。偕景高の息を、河内守有重といふ。然るに景高・孝景兄弟、父の遺領を諍ひ不和となり、有重は越前を立退き、駿州へ赴き、中村式部少輔一氏に仕へ、安部郡を領す。中村死後、故あつて家康公へ召出され、元和六年七十一歳にて卒す。其子宣重なり。天正十三年、秀忠公の供奉して、信州眞田合戰。十六歳にて無類の高名して、御感狀を賜はり、天下平均すれば、泉州堺の政所を仰付けらる。其頃忠長卿、駿遠兩州拜領あり。之に因つて朝倉が武功、諸士に勝るを御感あつて、忠長卿諫言の臣とし、一萬五千石の御加增、掛川城を賜ふ。（是より先、一萬石を領す。）然るに今度忠長卿生害あれば、朝倉も、鳥居と共に御不審を蒙り、所領歿收せられ蟄居し、寛永十四年二月六日、六十五歳にて卒す。其子朝倉仁左衞門といふ。是は慶長十九年冬、牧野右馬允に屬して大坂に赴き、無類の高名せし故、御歸陣後召出され、御書院番を勤め、寛永十六年江戸町奉行仰付けらる。是より先、御膳番を司り、從五位下石見守に任じ、程なく御使番を勤め、町奉行後卒す。其子二人あり。嫡子は朝倉仁左衞門重宣とて、



家督を繼ぎ、二男は俵數を賜はり、新十郎重朝といふ。兄弟共に今專ら勤仕す。

# 古今武家盛衰記巻第廿四終

二萬五千石　朝倉筑後守宣重

# 古今武家盛衰記巻第廿五



## 十六萬石　土井大炊頭利勝

總州古河城主從四位下侍從土井利勝は、家康公の御小性なりしが、其性智深く溫雅にして、頻に立身し、剩へ秀忠公・家光公兩御代の執權職を司り、其名六十餘州に耀けり。利勝の實父は、參州苅屋城主水野下野守信元にて、右衞門大夫忠政が孫なり。家康公の御母公傳通院殿は、忠政の女、信元には妹なる故、利勝は、家康公には御從弟なり。家康公、初め參州一國御手に入れし刻、水野信元は信長の幕下にて、數度家康公を討ち奉らんとしける故、其中不和にて、音信不通なりしが、さすが伯父甥の中なれば、一大事のある時は、密に告合はれける。然るに家康公、信長方の持城餘多攻拔き、猛威近國に輝き給へば、信長大に怒り、水野信元を召して、汝が甥家康を討ち



て出すべしと下知せらる。信元命を受けて、其謀を廻らす。家康公是を聞きて、平岩七之助親吉・間宮權左衞門尉伊治二人に謀を授けて、潛に信元を討たしめ給ふ。二人は密に苅屋城下に赴き、心を碎き身を窶し、爰彼に徘徊し、是を討たんとす。既に天正三年十二月廿七日、信元鷹狩し、物數ありて興に乘じ、日暮に及びて歸城の折柄、間宮平岩樵夫の姿に出立ち、町外れの森の中に忍び居て、不時に立出で、左右より走り掛り、信元を討捨て、行方知らず失せにけり。（一說に、信長の寵臣佐久間右衞門信盛、故ありて信元を快からず、讒を構へ終に苅屋へ押寄せ信元を討つと云々。）信元の弟惣兵衞忠重は、家康公と別心なき故、兄信元の家督を仰付けられ、從五位下和泉守に任ず。此忠重も、慶長五庚子年七月九日、參州池鯉鮒の驛にて、加々野井秀望が爲に橫死す。息六左衞門尉勝成家を嗣ぎ、同年九月關が原にて戰功あり。其より濃州大垣城を、謀を回らし降したる忠賞に、一萬石の御加增、凡て三萬石となり、苅屋城を相續し、子孫漸く御取立に預かる。當時備後福山城十萬石の領主水野美作守は、彼和泉守忠重が子孫なり。偖下野守信元、男女の子あり。嫡子は水野監物忠元、二男は水野隼人忠清といふ。此兄弟は、父の橫死と聞きて、世の變

土井利昌利勝を養子とす

異を見合せ、後日に讐を報せんとて、其節逐電しけるが、後兄弟共に召出され、今共に子孫繁昌せり。又二人の女子、一人は朝倉藤十郎宣正が妻となる。（藤十郎後筑後守に任じ、駿河殿に附きて、遠州掛川城主となり、二萬石を領す。委細忠長卿の譜に記す。）一人は苅屋城を逃出で流浪しけるが、苅屋の町人三浦五左衛門（酒屋なりといふ、又は磋屋ともいふ）是を園ひ置き、妻として一男を生めり。此の男子、後は土井利勝方へ引取りて、家光公へ御小性に出しけるが、才發にして深く恩寵を蒙り、従五位下に敍し、三浦志摩守正次と號し、野州壬生城二萬石を賜はりける。

信元の下戚腹に一男あり。其時僅二歳なれば、乳母抱へて我子と僞り、城を逃出で流浪して、是を養育するに、成長に隨つて穎悟聰明、世の常の人に非ずと、世人専ら風聞す。其頃家康公の外様の士に、土井小左衛門尉利昌といふ者あり。（一説、小左衛門は苅屋領の百姓にて、彼乳母を扶持し置りと云々。）老衰して實子なし。因つて乳母に此子を養子にせんことを請ふ。乳母諾して曰、此子孤なりといへども、其胤拙き者にあらずと。利昌大に悦び、誰人の子とは知らざれども、養子として土井甚三郎利勝と稱す是なり。養父利昌、家康に訴へ御小性に出す。恩寵日に新にして、従五位下大炊



頭に任じ、慶長十五年新知三萬二千石を賜はり、其より度々御加増、元和七辛酉年下總佐倉城十四萬石を賜はり、城を再興して居り、寛永三年八月十九日、従四位下侍従に昇り、同九月六日執事職を司り、專ら天下の政務を聞く。同十癸酉年春二萬石の御加増、同州古河城へ移る。政事清廉にして、秀忠公・家光公御兩代の執事を司り、正保元甲申年七月十日卒去、七十一歳。江戸淺草誓願寺に葬す。法名寶地院殿隱譽泰翁覺玄と號す。利勝男子四人女子二人あり。遺言の願に任せ、次男兵庫頭・三男能登守へ一萬石づつ、四男信濃守に五千石を頒つ。女子二人は、生駒壹岐守高俊・松平讃岐守賴包の室となる。偖嫡遠江守利隆は、利勝の家を嗣ぐ。萬治年中仔細あり隱居の時願を達し、舍弟兵庫頭能登守へ一萬石づつ、末弟信濃守へ五千石是を加へ、又其二男周防守に一萬石を配分す。嫡大炊頭利重は、古河城十萬石を相續せしが、程なく延寶元癸丑年十月十七日卒す。實子なき故、遺言に任せ、其弟帶刀利久、僅八歳にて竹右衛門といひけるを養子とし、家督を賜はり、従五位下帶刀に任ず。同三

十六萬石　土井大炊頭利勝

乙卯年四月廿九日、十歳にて卒す。令嗣なき故、古河の舊領十萬石收收。併しながら舍弟周防守（幼名小左衞門）利益を召され、同五月廿九日、御老中列座にて、古大炊頭利勝、御代々、忠勤を盡す筋目を以て、六萬石新規に賜はり、自分配分の一萬石、共に都合七萬石の高に仰付けらる。天和辛酉年二月廿五日、志州鳥羽城へ移り、今專ら勤仕す。利勝の二男兵庫頭利長は、寛永七年武府に生れ、字七之助といふ。父の遺領一萬石、後又兄利隆（或甥利重）より配分の一萬石（或甥利重より配分ともいふ）を領し、寛文三年三千石の御加增、參州西尾城主となり卒す。實子なく、稻葉美濃守正利の息を養子とし、土井式部少輔利忠と號し家を讓る。

三男能登守利房は、寛永九辛未年八月武府に生れ、字八之助と號す。父利勝の遺領一萬石、兄利隆（或甥利重）配分の一萬石、凡て二萬石野州足利にて領せしが、寛文三癸卯年八月十六日五千石の御加增となり、延寶七己未年七月十日、一萬五千石の御加增にて、大御老中職に移り、天和元辛酉年二月廿二日御役免許、同二壬戌年三月十六日、本高四萬石を以て、越前大野城に移る。

四男信濃守利直は、寛永十五戊寅年武府に生れ、父利勝の配分五千石、兄利隆の配分五千石、共に下野下妻の內大輪といふ所を領す。延寶三乙卯年御奏者役仰付けらる。同五丁巳年三月十五日登城し、退出の時俄に氣分惡く、百人組番所の前にて倒る。諸人介け起して宅に送りしが、卒中風にて、同日の晚景卒す。實子なき故、能登守利房の二男左門を養子に願ひ遺言す。同六月廿七日左門を召して、信濃守末期に及び養子の願、頗る御制禁の處なり。然れども俄の病死、殊に數年の勤功あるを以て、領知半分召上げられ、五千石を賜ふとなり。



## 二萬三千石　新庄民部直矩

父は越前守直好、祖父は越前守直定、曾祖父は駿河守直賴と號す。直賴は太閤に仕へ戰功を盡し、一萬二千石を領す。太閤薨後家康公に附屬し、後宮內卿法印と稱し、七十五歳にて卒す。息越前守直定家を嗣ぎ、石田亂に戰功あり、一萬八千石御加增、凡て三萬石、常州麻生に於て賜はり卒す。息二人あり。豫て願に因つて、二男美作

守直房へ三千石を配分す。嫡越前守直好は、二萬七千三百石の家督を嗣ぐ。老衰に及んで一女あり。因つて舍弟美作守直房が長子市太夫直時を養子とし、一女を嫁して家督を讓らんと內談極り、既に言上せんとする內に、實子出生す。藏人直矩と號す。是後民部と改む。斯くて直好は、寬文二年七月廿二日、六十四歲にて卒す。實子民部未だ幼少故、成長の間は、市太夫直時に家督御預け、直矩が後見し、守立つべき旨仰付けられ、同年十二月廿七日、直時從五位下隱岐守に任ず。然るに直時無道にして、民部の成長を忌み、是を害せんことを欲す。是故に御老中へ對謁の時は、民部病身且不行迹なりと訴へ、世上へも此沙汰す。然るに或人隱岐守が不義を潛に訴ふ。御老中亦密に其虛實を探らるゝに、民部總明勇健なりしかば、延寶二甲寅年八月九日隱岐守を召して、民部事早成長せり。預くる所の知行二萬七千三百石を、民部へ返し與ふべし。但し高の內七千石直時に賜ふ。是民部を守立てたる忠賞なり。以後猶民部を輔佐すべしとありしかば、是非なく家督渡すと雖、口惜く思ひ、民部が近臣家人等を語らひ懷け、金銀衣服を與へ、民部を惡樣にいはしむ。數年直時が恩





顧の者多ければ、是に與する者過半なりしが、如何なる故にや、延寶四丙辰年四月晦日、民部直矩卒死す。私に曰、民部頓死の仔細、遠慮の事あり爰に記さず。令嗣なければ、同六月廿一日領知歿收。

然れども舊家の斷絕を愍れみ、隱岐守直時に三千石賜はり、都合一萬石となる。翌五丁巳年三月十五日、大坂の加番仰付けられしが、頓て惡病を受け、同年七月廿七日大坂御城中に於て卒す。此時豫ての惡行無道、民部を殺せし次第、己と口走り、其仕形眞似をし、種々恐しき風情して死す。然れども在番にて死す故、息主殿直智に、同年九月廿九日家督を賜ふ。

新庄美作守直房は、父直定の配分三千石を領し、諸番頭を司り、千五百石の御加增を賜はり卒す。男子四人あり。長男は市太夫直時、隱岐守と受領し、前に記す二男宮內直長、三男摠兵衞尉、四男內藏助といふ。直房末期、宮內直長に三千石を讓り、三男へ千石、四男へ五百石配分す。直長は、其後御小性組番頭を司り、寬文十一辛亥年十二月、從五位下長門守に任じ、延寶五乙巳年四月六日卒す。忌明けて同七月十二日、息大學を召して家督を賜ふ。

# 五萬石　松平因幡守憲良

憲良は、甲斐守忠良の長男、因幡守康元の孫、本姓は菅原天穗日命十四世の孫、野見宿禰宇合の長男、遠江守古人より四代、菅原丞相道眞より十四代、久松彈正左衞門道定の苗孫なり。累世朝帝に仕へ、童名皆久松麿といふ。然るに道定敕勘を蒙り、尾州智多郡へ鏑せらる。里人久松殿と稱す。爰に於て道定始めて久松彈正左衞門と號す。其頃尾州は、足利將軍の管領斯波氏の領國なりしが、故ありて阿古屋の鄕を、將軍家より道定に賜ふ。道定より六代左京亮定氏に、一女ありて男子なし。因つて清和帝十三代の後胤、一色宮內卿法印出深より五代、兵部少輔滿貞が二男、一色太郎左衞門詮定に、一女を嫁して久松家を嗣がしむ。是より五世久松二郎左衞門尉定義が嫡子佐渡守定俊は、水野右衞門大夫忠政の女を娶り、三男子を儲く。所謂嫡子久松源三郎康俊・二男三郎太郎康元・三男三郎四郎定勝なり。此母公、始めは德川二郎三郎廣忠卿に嫁し、家康公御誕生あり。故ありて離緣ありて、定俊に再嫁あり。此三人



を產み給ふ。家康公とは腹一つ、胤替りの御弟なり。是故に皆松平氏を賜はり、御連枝となし、天正十八年七月十三日、關八州の主將となり、御入國ありし時、定俊の二男三郎太郎康元には、駿州沼津城一萬石賜はり、其後一萬石御加增、總州關宿城を賜はり、從五位下因幡守に任ず。石田亂の時は、江戶御留守居として、御本丸を守る。太平後二萬石御加增、老衰に及んで卒す。息三郎太郎忠良家を嗣ぎ、從五位下甲斐守に任ず。然るを忠良は、性短氣驕縱にして、御領他領も恐れず鷹野川狩し、氣隨を働き、且竹木薪等入用なれば、押して是を切取り、百姓共も御由緒ある家なれば、始めは堪忍し居けるが、度々の事故、御代官伊奈半十郎宅へ相詰め是を訴ふ。忠良の百姓は、忠良を笠に着て非道の族多し。評定所へ召し、善惡を糺明するに、關宿領の百姓元來非義にして、面目を失ふ事度々なり。甲斐守忠良此事を怒り、或時殿中にて半十郎に參會し、我領の百姓度々理を失ふ。因つて其方に恨ありとありければ、半十郎答へて、足下の百姓每度非義を巧み、公事へ訴へ出づ。然るを何ぞ甲州に恐れて、非を理に捌かんやと。忠良彌怒り、慮外千萬の返答といふより早く、拔打に斬り

けるが、其脇指半十郎が膝に當る。諸番人驚き大勢立寄り、兩方へ引分く。然れども半十郎堪忍せず、討果さんと怒る。此時家光公、半十郎を御前へ召され、汝が立腹尤なり。甲斐守が短氣、沙汰に及ばず。是に依つて甲州をば、江戸近邊に置くまじきぞ。堪忍せよと御直に仰せければ、半十郎敬んで畏り退出して、彼疵養生しけれども、足の筋切れ、跛となりけり。其後甲斐守を召され、淸廉忠貞の半十郎を恨み、非道の領分の百姓共の方人して是に疵付く。殿中といひ短慮といひ、旁以て不屆千萬、急度仰付けらるべけれども、父因幡守忠貞を守り、殊に格別の筋目を以て御宥免あり。因つて濃州大垣城へ移さる。遠國なれば、引料一萬石賜ふとなり。然るに應子の家たる桜平隱岐守は、忠功ある故、段々御取立あり。甲斐守は短氣放縱なりしが、近年先非を悔え忠勤を勵むに因つて、御取立あるべき御内談、已に究りし處に、此時忠良在國、俄に病氣甚重しと注進す。家光公驚き給ひ、若し病死せば殘念なり。存命の内大名に取立つべき旨申聞かせよとて、太田攝津守を召され、御直に御内意あり。大垣へ遣さる。太田夜を日に繼ぎ、急ぎ尾州迄到る處に、忠良療治叶はず卒去の由、告げ來りしかば、太田は是より歸るとなり。忠良息三人あり。嫡五郎憲良。二男數馬良尙。三男采女某。嫡憲良は家を嗣ぐ。時に五歳。是に因つて遠國は御心元なし。江戸近邊へ移らせよと宣ひ、其年信州小諸城へ移らしめ給ひ、其後從五位下因幡守に任じ、元服して永井信濃守信齋入道の女を娶り、生年廿八歳にして卒す。又二十五歳云々。令嗣なく領地歿收。然れども舍弟兩人召出さる。二男數馬良尙には一萬石賜はり、從五位下佐渡守に任じ、慶安二年勢州長島城主となる。良尙は先祖定俊の受領、佐渡守に仰付けらるゝ事を悦び、勤功を勵ます。其後上命に因つて、兄憲良の後室を妻とす。隱居入道して意閑と號し、家を半左衞門尉忠勝に讓る。當時定火消役仰付けらる。

## 二萬石　松平能登守定政

定政も、松平古隱岐守定勝の六男にて、久松佐渡守定俊の孫。本氏は久松、由緒因幡守憲良の譜中と同じ。父定勝は、定俊の三男、字は三郎四郎と號す。永祿三庚申年

五月十八日、家康公、其頃未だ元康公と申し奉る時、始めて尾州阿古屋の館に入御、御母公に御對面あり。定俊の息三人を召出され、松平氏を賜はり御弟となし給ひ、參州一國御領の時より、天下一統迄、國々所々に於て戰功を勵まる。

私曰、嫡源三郎康俊は、今川家へ質として遣されしが、今川家歿して後、甲州へ赴き、大雪の夜參州へ逃歸らるゝ故、足皆雪にやけ勤叶はず。令嗣もなき故、水野藤次郎を養子とし、家督を讓る。松平豐前守勝政と號す。其子豐前守勝義と號し、當時八千石を領す。

中にも三郎四郎定勝は、慶長六年二月、遠州掛川城三萬石賜はり、從五位下隱岐守に任じ、同十年二萬石御加增、山城伏見御城代となる。其後大坂兩度の御陣に戰功あり。因つて元和三年二萬石御加增、勢州長島城に移り、又程なく四萬石の御加增、都合十一萬石となる。同州桑名城を改め賜ふ。同九癸亥年七月廿七日、從四位下侍從に進み、亦左近衞權少將に昇り、寬永元甲子年三月十四日卒去、齡六十歲。一說、寬永三年十月四日卒去、年六十五歲といふ。嫡子河內守定行、家を嗣ぎ隱岐守と改む。官四位の侍從に昇る。同十一年七月四萬石御加增、都合十五萬石　豫州松山城を賜ふ。此時古隱岐守定勝の六男或男といふ松平能登守定政も召出され、俵數を賜はり、御小性を勤めけるが、家光公の御旨に叶ひ、一萬石下され、勢州長島城を賜ふ。慶安二己丑年一萬石御加增、參州苅屋城に移る。同四年辛卯七月九日、東叡山寬永寺に於て剃髮遁世して不泊と號し、京都へ上り、庵室を結び住す。此時一通の書置あり。其詞に、

抑私、大猷院樣より數年御恩賞の上に、御恩祿又は難有上意共度々奉請、誠に銘肝、二六時中難忘。須彌山は物かはにて御座候。主君へ存入候上は、早速御供仕り御迹を慕度奉存候得共、堀田加賀守・阿部對馬守・內田信濃守・三枝土佐守是四人の外に、また御供の心掛仕る者候之由、世間の取沙汰人口冷鋪候へ共、右の外には誰も無之候へば、某如何にも一筋に奉存御供仕候共、却而氣違者に罷成、犬死眼前之樣に批判可有之候。然る上は難有上意、數年の御恩をも奉忘、御目がねも違申候條、前後不顧、一昨九日不計存立遁世仕候。大猷院樣へ、せめては御水向をなりとも仕度と心掛申候。當上樣の御意には奉入間敷候へ共、其段は是非も無

御座候。併天道の直なることを存知罷在候間、當上様への御奉公には、私墨染の姿と罷成候て、一天四海思召の御儘に、諸人思付候様に、隨分執行可仕候。此上は萬民へ御慈悲を専に被遊、大猷院様御貯へ置かせられ候金銀米錢、乍推參諸人へ御施し被下候様に、奉願御事にて御座候。御政事如何にも淳なるやうに理に叶ひ、其上實を専に各様被成候はゞ、天下一統仕候て、唐高麗迄も御仕置を奉守、御武運長久疑も御座有間敷候。右の趣御次の刻、宜様に可預御披露候以上。

慶安四年卯七月十一日

井伊掃部頭殿
酒井讃岐守殿
松平伊豆守殿
阿部豊後守殿
松平和泉守殿

猶々此上は、參州苅屋之城幷御當地之家屋敷、且つ數年御影にて求置候武具馬具玉藥諸道具等、不殘差上申候之間、被仰付御請取らせ可被下候。次に家來共、苅屋幷御當地に數人指置申候。火之本萬事氣遣に御座候。此上は輪廻にて御座候歟以上。

右の外一封の狀あり。上書に道歌とあり。其文に曰、

次ながら書付掛御目候事

是は私二十歳の時夢想にて候
思ふより心からふる天が下　是は私三十歳の時夢想にて候
莫改人可改我　是は私四十歳の時夢想にて候
有一念無二念

右の夢想共、東照大權現宮も御照覽候へ。毛頭僞無御座候。

實より出たる智惠はよかるべし智惠より出る實はめきやく
よきにのみ願ふ心のはかなさよかへすがへすも身の程を知れ
一天の四海波にて理はつよく非禮には諸事立たぬものなり
人はたゞ慈悲もつぱらに行へばいやがうへにも寶こそくれ

二萬石　松平能登守定政

世の中の人をかゞみと思ひなばわが身の心なほらんと思ふ
つく〴〵と至極の程を案ずるに耳へも入らず目にも懸らず
むづかしと思ふ心はむづかしやむづかし乍ら生れこそすれ
金銀もあるにまかせてつかふべしつかはぬ時はむほん逆心

右の通に悟り申候條、書付掛二御目一候。以前俗の時は憚り候へ共、今は唯他念なく如レ斯御座候。天理に叶ひたる事共と奉レ存候。若御尋も御座候はゞ、何時なりとも又可二申上一候以上。

松平定政死去

斯くありければ、所領財寶召上げらる。諸人或は是とし非とし、様々に流言せり。偖不泊入道は、京都に行ひ濟して居しが、後は豫洲松山に赴き、隱岐守領内に幽居して、寛文十二壬子年十二月廿日卒す。（一説、十一月廿四日といふ。）齢六十二。不泊の室は、永井信濃守尚政の女、此腹に二男子あり。延寶九癸丑年十二月十九日、二人共に召出され、嫡松平數馬定知に千五百俵、二男松平傳左衞門定清に五百俵、御扶持方として下されけり。不泊遁世幽居の内一男子を儲く。松平左太夫と號す。是は隱岐定直より上聞に達し、領知の新田三千石を分與せしが、是も御旗本へ召出され、今專ら勤仕す。

## 四萬三千石　菅沼左近大夫定昭

定昭は、織部正定芳の嫡男、古織部正定盈の孫なり。祖父定盈は、字新八郎とて、參州野田城主なり。定盈が父も、織部正といふ。世良田清康卿に仕へ、弘治二年八月四日、參州雨山軍に、卅八歳にて戰死す。定盈家を繼ぎ忠を盡し、三千石を賜ふ。菅沼の元祖は、清和帝の二胤田中新七といふ者、始めて參州額田郡菅沼郷に來り住す。子孫因つて田中を改め、菅沼を氏とす。（私に曰、此由緒故にや、田中筑後守死去、家斷絶せんぜしを、菅沼翁助是を相續し、當時田中大隅守と續くか。）新八郎定盈は、東照宮天下御草創の始より一統の終迄、所々に於て忠戰し、三河記等に委し。中にも石田亂闘ヶ原にて譽あるを以て、慶長六年數年累の戰功を賞し、勢州長島城二萬石賜はり、從五位下織部正に任じ、同九年七月十八日、六十三歳にて卒す。三男子あり。嫡志摩守定仍二男主膳正定城三男左近定芳。嫡定仍は家を嗣ぎて、同十年十月廿五日卅歳にて卒す。實子なし。然れども上意に、菅沼は數代忠を盡

し、武功抜群、爰に至つて家永く斷絶せんことを憐惜ありて、制禁の外格別の家なりとて、定盈が三男新三郎定芳を召して、家督相違なく賜はる。同十九年二月廿七日、従五位下織部正に任ず。大坂兩御陣共に戰功あり。元和七年一萬石御加增、江州膳所城に移り、又寛永十一甲戌年一萬石御加增、丹波龜山城に移り、正保四年三月卒す。息三人あり。嫡左近定昭家を嗣ぎて、従五位下左近大夫に任ず。程なく卒す。令嗣なく領地歿收。然れども舍弟兩人召出され、二男主水定治に七千石を賜はり、従五位下主水正に任じ、三男主稅定恒に三千石賜はり、従五位下越中守に任じ、今專ら勤仕す。

古今武家盛衰記卷第廿五終

大正三年七月十二日印刷
大正三年七月十五日發行

國史叢書
古今武家盛衰記　一
定價金一圓

編者　黒川眞道
發行者　國史研究會
右代表者　小瀧淳
東京市本郷區駒込林町二二四番地
印刷者　楠山定吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地
印刷所　友文社
東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所　國史研究會
東京市本郷區駒込林町二百廿四番地
振替貯金口座東京二七〇二四番

不許複製

SAN-AISHA SHOTEN
電話神田二九七五番
三愛社書店